

都市下層労働者の「不安定」性について

—失対労働者の停滞の構造—

平 山 耶 幸

序

第一節 失対をやめる見通しと失対を継続する希望について

第二節 失対賃金と一般賃金

第三節 失対就労世帯の生活水準と生活保護基準

第四節 有業率と世帯員の職業

要約

附 失対労働者の形成過程

—ケース・レコード抜萃—

序

1、研究の目的と方法

この研究はこれまで手がけて来た現代の貧困に関する研究の一系列をなすものである。すなわち、われわれは「社会福祉」第一〇号に発表した「大都市周辺地区生活の構造」において、諸社会階層の中から、所得が低く、かつ、社会関係の位置づけにおいて「不安定」すなわち

所得の源泉に関連する諸要因において、「不安定」な性格をもつ階層をとり出し、仮りにこれを「不安定階層」とした。しかしここでは仮りにとり出した「不安定階層」について階層移動の状況、世帯における労働力供給の構造をみたのであるが、「不安定階層」の規定そのものについてはそれ以上具体的に分析されなかった。そこで、この研究の目的は、労働力の商品としての販売によってのみ生活している賃労働者そのものの与えられた「不安定」さに加えて、賃労働者の中でも相対的にはあるが不安定の度合が強められている社会階層Ⅱ不安定階層を規定し、分析していくことによって、現代の「貧困」の概念を明らかにすることである。

「不安定階層」を規定する方法として、賃金からみた労働市場、生活保護基準と「不安定階層」である失業対策事業就労者の賃金および世帯所得との関係を分析し、同一調査対象の八年間にわたる長期的な諸変化から失対労働者の停滞の構造を明らかにする。

また、失対就労に至るまでの過程をケース・レコードから分析する。

口、調査方法、調査対象、調査時期

調査対象、昭和三〇年に、東京大学社会科学研究所が行なった「貧

第1表 調査対象者一覽

		男	女	計	
再調査可能	計	39	17	55	
	小計	25	9	34	
	主として一般失対就労	16	8	24	
	主として民間事業就労	3	—	3	
	常用就職	5	1	6	
	労働能力喪失	1	—	1	
	再調査不可能	小計	14	8	22
		死亡	6	2	8
		拒否	1	2	3
		転居	—	1	1
居住地不明		7	3	10	
新規ケース		6	6	12	
合計		31	15	46	

困層の分布と形成に関する研究」の調査対象である全日本自由労働者組合（略称全日自労）飯田橋分会の組合員、男子三八名、女子一七名、計五五名、および新規に男子六名、女子六名、計一二名。再調査のうち二一名は死亡および転居先不明等の理由で調査不能（詳細は第1表参照）であった。実際の調査対象数は再調査三四名、新規一二名、計四六名である。

調査内容

- 一、昭和三〇年から昭和三八年の八年間における労働市場の変化に対する対応状況。
- 二、世帯の生活状況
- 三、労働組合への参加状況

調査時期、昭和三八年九月初旬

調査方法、組合役員の紹介により箱番（失対労働者の休憩所）での面接調査

（本調査は当科の江口、平山、松尾、山崎及び学生一九名の共同によるものであるが、小論の分析及び執筆は平山が行なった。なお、調査のはじめからおわりまで全面的に御援助下さった全日本自由労働組合飯田橋分会の役員の方々および調査に心よく応じて下さった調査対象者の方々に感謝申し上げる次第である）

第一節 失対をやめる見通しと失対を継続する

希望について

「失業対策事業は、一時的に失業者の生活を支えて再就職するまでの期間、労働力を保全する」ことを目的とするといわれている。しかし、近年、一般的に失業対策就労者の停滞化傾向が指摘されることもまた周知のとおりである。

われわれの調査対象についてみると、昭和三〇年に行なった調査の調査対象を再調査し、そのときから現在に至る八年間の移動は、第1表にみられるとおりである。前回調査対象であった五五ケース中、再調査できたものは三四ケースであった。そのうち失対事業をやめて就職したものの六ケース、失対手帳をもってはいるが、主として民間事業に就労しているもの三ケース、労働能力喪失により無業となったもの一ケース、残る二四ケースが現在も失対事業に就労している。再調査できなかった二一ケース中、転居、拒否を除く八ケースは死亡であ

都市下層労働者の「不安定」性について

第2表 昭和30年, 昭和38年における失対就労をやめる見通しと失対就労継続希望

再調査失対就労男子

ケース番号	失対就労をやめると見通しと継続希望		昭和30年の状況		昭和38年の状況		失対就労をやめると見通しと継続希望		昭30	昭38
	見通し	希望	才	状況	才	状況	見通し	希望		
9	見通し	希望	60	長男30才紙器製造(昭28独立) 働けなくなる迄働く	68	やめようと思えばやめられる (子供にみてもらう) 自分の健康のため	見通し		あり	あり
27	見通し	希望	69	長男飲屋経営(別居, 独立) 体が続く限り働く	77	年令的に今年一杯で辞めざるを得ない 長男の世話になる 体の丈夫なうちはやる	希望		あり	あり
36	見通し	希望	57	元勤めていた製薬会社へ戻るつもり なし	65	息子達(公務員)が養う やめさせられる迄つづける	見通し		あり	あり
2	見通し	希望	35	片目, 片耳が悪い 他に行く所がない	43	新年度より常雇にされるかもしれない やめさせられる迄する	見通し		なし	あり
7	見通し	希望	58	目, 耳が悪い為使ってくるところはない。 (長男18才他4人) 子供が小さい故に続けたい	58	子供がめんどうを見てくれる 体の続く限り続けたい	見通し		なし	あり
8	見通し	希望	64	長男次男共不安定職業, 三男在学中 本人一方の耳が聞こえない 働けなくなる迄働く	72	今のところ別にないが子供が勤めている (長男次男3男専給生活者) 杖をつくようになる迄働く	希望		あり	あり
25	見通し	希望	38	本人身障 母親と2人住い弟(別居)は面倒をみてくれない, 全て親の自由になっている 家に居るより仕事の方が良い	46	資産(家)があるので貸すつもり (親が死んだので自由になる) 手当てを貯金してある 続けたい	希望		あり	あり
4	見通し	希望	56	借金が原因で失対に入り妻は駄菓子屋をしている 将来どうしても瀬戸物屋をやりたい	64	いずれ商いをやっていく, 周りに 団地が出来て商売が出来るようになった 健康だし働くことは体に良いから 続ける	見通し		なし	あり
23	見通し	希望	59	長男(21才)長女(19才)不安定職業 他2人 妻は不安定職業 子供の成長の為につづけたい	67	妻病氣, 長男, 長女別居, 次男不安定職業, 次女事務員 終生続けたい	見通し		なし	なし
31	見通し	希望	65	長男(38才不安定職業)のところに同居孫4人(13, 8, 6, 4才) 体の続く限り働きたい	73	有業者は4人だが生活苦 続けられるだけ続ける, 老令の為 他の仕事は出来ない	希望		あり	あり
32	見通し	希望	45	子供(12, 9, 6才) 民間の仕事につきたい	53	子供の収入だけではやっていかれない 健康である限りつづける	見通し		なし	なし
11	見通し	希望	46	子供(長男13才別居, 次男5才) 資本があれば商売をはじめたい	54	くずやをしてでも失対を続けたい 今のところ失対より他にしようがない	見通し		なし	なし
15	見通し	希望	36	7才の子供, 妻は耳遠く病氣 資本があれば元の商売をやりたい 世間体も悪い	44	なし 他に就職出来ないので続けざるを得ない	見通し		なし	なし
19	見通し	希望	30	頭がおかしい 自暴自棄的になっている	38	なし 民間の仕事があっても失対を続ける	見通し		なし	なし
20	見通し	希望	27	本人小児マヒ, 兄(洋服仕立職)は別家計 就職運動もしているが, 体の為うまくいかない	35	小児マヒの為就職の見通しなし これからは失対以外には行けない	見通し		なし	なし
21	見通し	希望	64	単身 見通しなし 元の職業にかえりたい	72	自分で何かやりたいが資本なし 働けなくなる迄働く。	希望		なし	あり
30	見通し	希望	34	11才の子(児童収容施設), 妻入院 中頭もないしダメですね 妹(日立女工)に就職を頼んでいる	42	見通しがつかない 今のまま維持で働けばけっこうだ	見通し		なし	なし
35	見通し	希望	64	長女22才区役所勤務, 結婚し別居 赤字の時は仕送りをうけている 不明	72	娘夫婦(夫自由業, 娘公務員) 丈夫なうちはやっていく	見通し		あり	あり
37	見通し	希望	66	姉69才, 甥43才, 姪37, 34才 皆精神分裂症と同居 不明	74	なし 続けるつもり	見通し		なし	なし

社 会 福 祉

再調査失対就労女子

ケース番号	失対就労をやめると見通しと結果		昭和30年の状況		昭和38年の状況		失対就労をやめると見通しと結果		昭30	昭38
	見通し	結果	才	内容	才	内容	見通し	結果		
116	見通し 希望	42	才	子供が多く、全員稼働あり	50	子供（自営業主）つづけて働きたい	見通し 希望	あり あり	あり	あり
115	見通し 希望	56		女の子が中学を出て働けるようになったら長男の所へ行くあり	64	戦死した子供の恩給があるなし	見通し 希望	あり あり	あり	なし
109	見通し 希望	33		長女7才、養母67才 借金があるあり	41	長女中学3年、なし生活のためやめられない	見通し 希望	なし あり	なし	あり
104	見通し 希望	36		なし（夫なく子供13才、10才）民間の赤カードに行きたいが、余っているので行けない	44	2度目の夫、学校の用務員、子供も働いているつづけて就労したい	見通し	なし		あり
117	見通し 希望	43		有業者3名、いずれも不安定職業息子11才、8才がある息子が大きくなるまでがまんする	50	子供成長し働いている生活に潤いを持たせる為やれるだけやる	希望	あり	あり	あり
101	見通し 希望	54		なし（全くの1人者）日雇になってから心身、生活ともに楽になった	63	大阪に家ができれば妹が引取ってくれることになっているはやくやめたい	見通し 希望	なし あり	あり	なし
102	見通し 希望	41		長女13才、長男11才、夫死亡日雇に登録したことを後悔している	50	子供は不安定職業あり	見通し	なし	なし	なし
105	見通し 希望	50		夫死亡、長男建具屋徒弟、長女11才機会あれば雑貨屋をしたい、はやくやめたい	58	なし健康である限り続ける	希望	なし		あり

昭和30年以後失対就労をやめて就職したもの（男子）

ケース番号	失対就労をやめると見通しと結果		昭和30年の状況			昭30
	見通し	結果	才	内容		
13	見通し 希望	52		次男にクリーニング屋をさせたい 商売する気なし	見通し 希望	なし あり
3	見通し 希望	61		なし 将来下駄屋をしたい	見 通	なし
28	見通し 希望	43		経師屋をしたいが資金がない 妻死亡、子(9, 8, 6才)元のコックにも勤め先がない コックでも経師屋でも可能な方面にすすみたい		
33	見通し 希望	36		妻、子(9, 8, 6才) 結核で入院 兄弟は積極的に世話をしてくれない 資金さえあれば本屋か菓子屋をやりたい		
20	見通し 希望	47		長女15才販売業、次女11才、妻製本内職 官庁の小使になりたい	希 望	なし
17	見通し 希望	65		娘がめかけになっていっしょに生活している なし		

注) No. 17 は再調査時においては労働能力喪失により無業となっている。

新規調査失対就労男子

ケース番号	失対就労をやめると見通し継続希望	昭和38年の状況	失対就労をやめると見通し継続希望	昭38
41	見通し希望	才57 65才までなし、以後生命保険を受けられる あり	見通し	なし
44	見通し希望	60 年をとっている 続けられい	見通し	なし
43	見通し希望	63 定職につきたいが、50過ぎでは無理 失対がこのままなら続ける	希望	あり
46	見通し希望	47 学がないからどこにも行く所がない 失対がなくなるまで続ける	希望	あり
42	見通し希望	67 長男にころげこめば何とかなる なし	見通し希望	ありなし
45	見通し希望	47 なし やめて定職につきたい	見通し希望	なしなし

新規調査失対就労女子

ケース番号	失対就労をやめると見通し継続希望	昭和38年の状況	失対就労をやめると見通し継続希望	昭38
121	見通し希望	才61 子供はやめてほしいという(子供による扶養可) 身体が丈夫な間、自分の力で働きたい	見通し	あり
122	見通し希望	49 子供による扶養可能 子供が20,000円以上家計に入れる 途続ける	希望	あり
126	見通し希望	56 子供による扶養可能 息子二人の賃金のうち1/3が貯金 できるまで続ける	希望	あり
123	見通し希望	41 女子(18,15才)扶養不可能 以後続けたい	見通し	なし
124	見通し希望	65 今のところわからない(息子43才) 扶養不可能 続けたい	希望	あり
125	見通し希望	49 なし(子供なし、夫は身障) 続けたい	希望	あり

る。以上のことから、失対事業をやめる理由として、第一に就職、第二に子どもによる扶養、第三に生活保護受給、第四に死亡が考えられる。そこで、まず再調査したケースについて、前回調査当時、失対をやめる見通しがあったかどうか、また、見通しの有無にかかわらず、失対に継続して就労する希望があったかどうかをケース・レコードから判定して第2表を作成した。ここで、失対をやめる見通しとは、①末の子どもが中学三年で近い将来子ども全部が有業者となる可能性の有無、②本人の就職または仕事を始める具体計画の有無である。つき

- はつきりしているもの
- (甲) 自営Ⅱ資金の出所があり、二年以内に事業開始可能とおもわれるもの
- ② 無業
- (イ) 子供の成長による被扶養の可能性があるもの
- (ロ) 資産の活用ができるものである。
- 昭和三〇年時点では第2表にみられるとおり、男子二五ケース中、

に、再調時について、同様に「見通し」と「継続希望」とについて判定して、八年間の変化を「見通し」と「継続希望」の相関からたどってみる。三八年時点での「見通し」ありとは、

① 就職の可能性

(イ) 雇われⅡ雇用機会が

「見通しあり」は四ケースであつて、残る二一ケースは「見通しなし」となつてゐる。これは、失対労働者が、子供に養つてもらふことも出来ず（この点のちにふれる）、本人の就職のめどもない。本人は最長職業を離れてから、数年間、あれこれと臨時・日雇的な仕事に就きながら、安定した職を探したが、それもなく、最後の行きつく場として失対にたどりついた人々であることを意味してゐるとおもふ。

女子についても同様である。しかし、男子では、失対をやめる見通しがないために、失対にいつまでもとどまつていようという気持はない。失対就労を一時的なものと考えてゐるものが多い。第3表の失対継続の希望をみると、男子の場合、不明を除いた二三ケース中、一三ケースは「継続希望なし」とこたえてゐる。女子はやや傾向を異にして「継続希望あり」が多い。女子労働市場の狭隘さとあわせて、これまで主婦であり、全くの不熟練労働力しか有していない女子には一層労働市場が閉ざされてゐるためである。昭和三〇年時点ではかなり限定した意味での「見通し」もなく、また「継続希望」もないグループが特徴的であるといえる。「見通し」がないために失対を継続していきたいというグループがつきに多いことも見逃してはならない。

同様に昭和三八年時点についてみると、第4表のとおりである。男子の場合、「見通しあり」と「見通しなし」はほぼ半々であること。つまり、三〇年時点より「見通しあり」の割合が多くなつてゐる。しかし現在も尚、かなり限定した意味での「見通し」をもたないものをも半数以上あることに注目したい。第2表にみられるとおり「見通しあり」の内容は九ケース中六ケースは子供による扶養、二ケースが

就職と商売の拡張（資金を増大したというのではなく周囲の条件が商売に適して来たというもので、一ケースがその他となつてゐる。継続希望については「なし」は皆無で、全部ケース「継続希望あり」となつてゐることは三〇年と著しく異なつた点である。子供による扶養の見通しはあつてもなお「働けるだけ働く」「健康の為に働く」ということの意味は何であろうか。この点については多少のちにふれることにしたい。

第3表 失対をやめる見通しと継続希望 (昭30)

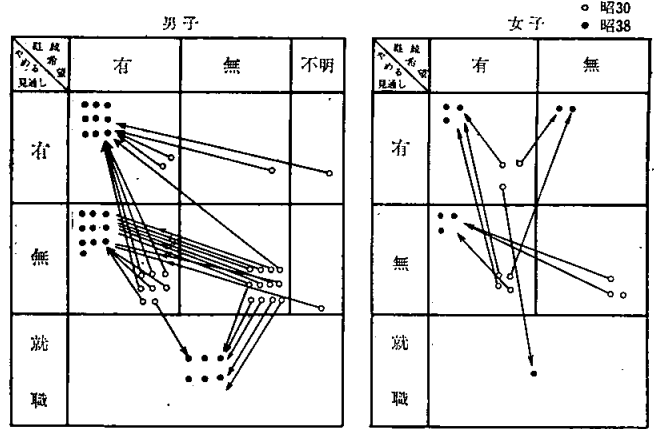
男 子					女 子			
継続希望 やめる見通し	継続希望			計	継続希望 やめる見通し	継続希望		計
	有	無	不明			有	無	
有	2	1	1	4	有	3(1)	0	3(1)
無	8(1)	12(4)	1	21(5)	無	4	2	6
計	10(1)	13(4)	2	25(5)	計	7(1)	2	9(1)

() は就職したケースで内数

第4表 失対をやめる見通しと継続希望 (昭38)

男 子				女 子				
継続希望 やめる見通し	継続希望			計	継続希望 やめる見通し	継続希望		計
	有	無	計			有	無	
有	9	0	9	有	3	2	5	
無	10	0	10	無	3	0	3	
計	19	0	19	計	6	2	8	

第1図 失対就労をやめる見通しと継続希望の変化
(昭30→昭38)



すなわち、一つは就職であり、他の一つは、「見通しなし」「継続希望あり」のグループである。ここに失対労働者の集団が単なる失業者の集団としてではなく共通の要求をもつ社会階層として位置づけられてきていることがうかがわれる。すなわち、八年間、失対以外に生活のただでがなく、失対を選んで就労してきている。また、三〇年時点で「見通しなし」「継続希望あり」のものは「見通しあり」「継続希望あり」へ移ったものとそのままであるものにわかれる。そのままであるものはいずれも三〇年時点では子どもが小さいために本人が働かざる

第1図は三〇年から三八年の間の、各ケースの移動を示したものである。男子ケースの場合、三〇年時点の特徵的グループであった「見通しなし」「継続希望なし」のものは三〇年から三八年に至る過程で二つの方向に分化している。

第5表 世帯主年齢構成

年令	実数						%						六大都市失対適格者	
	計		再		新		計		再		新			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
計	31	15	25(8)	9(1)	6	6	100	100	100	100	100	100	100	100
~39	2		2				6		8				20.2	19.5
40~44	3	2	3(2)	2			10	13	12	22			10.5	17.6
45~49	4	4	2(1)	1(1)	2	3	13	27	8	11	33.3	49	12.8	21.4
50~54	2	3	2(2)	3			6	20	8	34			15.7	18.9
55~59	4	2	3(1)	1	1	1	13	13	12	11	16.7	17	16.4	12.9
60~64	4	3	2(1)	2	2	1	13	20	8	22	33.3	17	14.3	6.8
65~69	5	1	4		1	1	16	7	16		16.7	17	10.1	2.9
70以上	7		7(1)				23		28					

注) 再世帯主の () 内の数字は就職, 主として民間を示す。

を得なかったケースであり、当時子供が成長して就職してくれば失対はやめられるだろうと考えていたが、八年後の今日、子供は成長し就職したけれどもそれは不安定職業であって、とうてい面倒をみてもらうことはできず失対にとどまるざるを得ない場合である。

第二節 失対賃金と一般賃金

これまでみてきたところから、現在失対就労をつづけている労働者はすべて失対に継続して就労することを希望していることがわかった。では、何故就職するか、あるいは自分で仕事をはじめることが出来ないのだろうか。その理由として、まず高年齢であることを指摘しなければならぬ。男子についてみると、都市平均が四三才であるのに対して、本調査の再調査分は五八・七才となっており、極めて高い。勿論のこのことは失対労働者全般ではなくおおむね都市の失対労働者についてあてはまることである。高年齢であるために雇用の口がない。(第7表)再ケースのうち、就職したものおよび主として民間に働くものの平均年齢は五二・四才で、失対労働者よりやや若くなっている。このうち主として民間事業に就労している三ケースの平均年齢は四七才でより若い。三〇代、四〇代で失対に就労しているものは、ほとんど身体的欠陥をもっているものである。ついで、第8表から失対労働者の健康状態をみると、六五％は弱又は病となっている。こうした労働力側の条件は一層就職する機会を狭くしていると考えられる。

ここで就職したケースの、就職先をみておこう。いずれのケースも、

第6表 世帯主平均年齢

性別	平均年齢	再新平均	再ケース	新ケース	都市平均
	男	57.7	58.7 (52.4)	56.8	43
女	51.5	48.5 (45)	54.5		

注) () は就職および民間ケース、都市平均は昭和35年国勢調査1%抽出の人口集中地区の平均年齢

第8表 健康状態

	実数			%				
	計	男	女	計	男	女		
計	46	31	15	100	100	100		
健	15	9	6	34.4	29.0	40		
弱	老令	20	15	5	40.8	48.3	33.3	
	弱	27	7	3	4	18.2	9.7	26.7
病	身体障害	4	2	2	0	3.3	6.5	0
	病気	4	2	2	0	3.3	6.5	0

健 男59才、女54才以下で健康な者
 弱 男60才、女55才以上の者
 持病があるが何とか働いている
 病 身体障害者、1ヵ月以上病気で働けない者

第7表 殺到倍率 (有効求職/有効求人)

区分	合計	34才以下				35才以上				
		計	19才以下	20~24才	25~29才	30~34才	計	35~39才	40~49才	50才以上
35年	1.5	1.4	1.4	1.5	1.4	1.2	3.6	1.8	3.7	15.3
36年	1.3	1.2	1.3	1.2	1.2	1.0	2.4	1.2	2.6	8.4
37年	1.5	1.3	1.2	1.4	1.5	1.0	2.9	1.6	2.8	7.9
38年	1.2	1.0	0.9	1.1	1.1	0.9	2.2	1.2	2.0	7.4

労働省「年令別職業紹介状況調査」

第9表 前回調査時以後就職したものの職業

	年 令	就 職 先	就 職 経 路	失対就労期間
男	60才	小学校用務員(臨時)	妻の知人の紹介, 区会議員の援助	昭25~S 32 7年間
	69	下 駄 屋(自営)	45年前から妻がしていたが本人の交通事故を契機に失対をやめてはじめる	25~37 12
	50	大学用務員	知人の紹介	25~30 5
	55	会 社 守 衛(臨時)	職安の紹介	26~34 8
	44	区 役 所 用 務 員	—	24~35 11
女	45	掃 除 婦	—	24~31 7

三〇年時点では「見通しなし」であり、六〇才のケースを除いて「継続希望なし」であった。すなわち何とか就職をみつめるか、商売をはじめて、失対からぬけ出そうと強い希望をもっていったものである。こうしてどうにか得られた就職先はいずれも雑役的職種である。そのうち二ケースは、臨時の雑役である。失対から脱け出すことは、安定した職業に就くことではない。第2図に示されているとおり、就職した職種は、失対賃金よりやや高い賃金水準ではあるが、製造業生産労働者五〇〇人以上規模の男子平均賃金の動きに対して失対賃金と同傾向を示している軽作業人夫男子のグループに他ならない。

つぎに、失対労働者の賃金の分布と、製造業生産労働者の賃金の分布を、規模別に性別、学

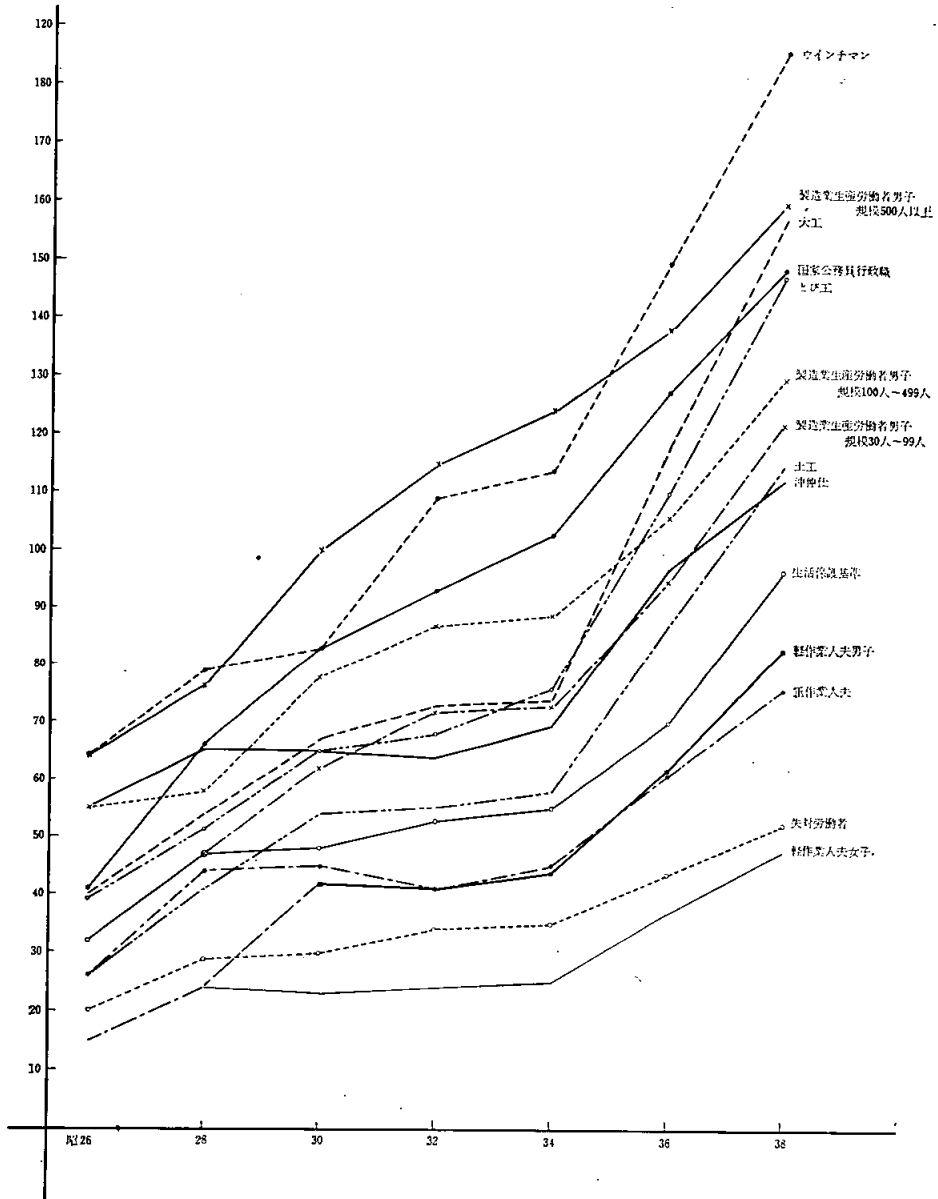
第10表 製造業生産労働者男子500人規模の昭和30年の賃金を100とした
国家公務員、日雇労働者および生活保護基準の動き

	実 数							指 教						
	昭26	28	30	32	34	36	38	昭26	28	30	32	34	36	38
500人以上	12,371	14,827	19,418	22,277	24,004	26,832	310,24	64	76	100	115	124	138	160
国家公務員(行政職)	17,981	12,820	16,200	17,770	19,740	24,860	28,950	41	66	83	92	102	128	149
ウインチマン	12,100	15,548	16,148	21,076	23,115	29,210	36,110	64	79	83	109	114	150	186
100~499人	10,234	11,399	15,195	16,846	17,984	20,490	25,244	55	58	78	87	89	106	130
大 工	7,700	10,534	12,949	14,102	15,092	22,824	20,544	40	54	67	73	74	118	157
沖 仲 仕	10,542	12,740	12,673	12,480	14,064	18,832	21,792	55	65	65	64	69	97	112
と び 工	7,518	9,922	12,558	13,188	15,387	21,436	28,658	39	51	65	68	76	110	148
30~99人	8,306	9,125	12,126	13,991	14,801	18,511	23,721	43	47	62	72	73	95	122
土 工	5,111	7,980	10,516	10,560	11,697	16,830	22,330	26	41	54	55	58	87	115
保 護 基 準	6,254	9,232	9,232	10,139	10,639	13,616	18,854	32	47	48	52	55	70	97
重 作 業 人 夫	5,073	8,536	8,694	8,010	9,025	11,799	14,688	26	44	45	41	45	61	76
軽作業人夫男女計	3,492	4,760	5,840	5,742	6,102	8,303	10,336	18	24	30	30	31	43	53
" 男	—	—	8,118	7,999	8,531	12,100	16,100	—	—	42	41	44	62	83
" 女	—	3,705	4,522	4,607	4,845	7,144	9,272	—	19	23	24	25	37	48
失 対 勞 働 者	3,819	5,727	5,922	6,644	6,732	8,492	10,076	20	29	30	34	35	44	52

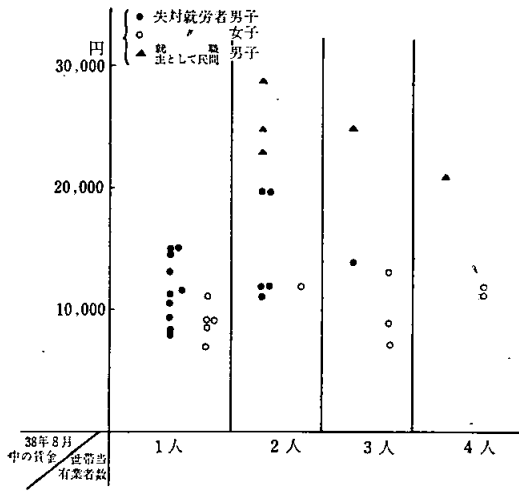
資料: 「屋外労働者職種別賃金調査」, 「毎月勤労統計」, 「国家公務員等給与等実態調査」

注: 表側の500人以上, 100~499人, 30~99人は製造業生産労働者男子の規模別賃金である

第2図 製造業生産労働者男子500人規模以上の昭和30年の賃金を100とした
国家公務員、日雇労働者、および生活保護基準の動き



第3図 世帯当り有業人員別本人の賃金分布



注) 失対就労者平均 男 12,864円, 女 9,988円

歴別、年令別で比較してみた。製造業生産労働者の賃金分布は昭和三年「賃金実態総合調査」を用いた。賃金分布については最高および最低から、それぞれの総数の一〇%に最も近いところまでを切りすて、おおむね八五%程度の部分についてその分布をみたものである。そこで第4図によって両者の関係をみていきたい。失対労働者の学歴は殆んど、小学・新中卒であるから製造業生産労働者についても小学・新中卒で比較した。同時に、製造業生産労働者の学歴は八〇%が小学・新中卒であるから、学歴のこの部分はほぼ製造業生産労働者を代表していると考えてよい。まず年令計の男子についてみると、失対賃金が八〇〇〇円から一九七五〇円に分布しているのに対して製造業の場合、小規模から大規模へとそれぞれ八〇〇〇円〜三〇〇〇円、六

〇〇〇円〜三二〇〇〇円、六〇〇〇円〜三八〇〇〇円、六〇〇〇円〜四〇〇〇〇円、八〇〇〇円〜五〇〇〇〇円となっている。規模別の分布の最低限は二〇〇〇円の差であるが、最高額は、三〇〇〇〇円から五〇〇〇〇円までで二〇〇〇〇円のひらきがある。つぎに失対賃金の最高限以下すなわち二〇〇〇〇円以下の賃金のものの割合をみると小規模から順に七二%、六四%、五八%、五〇%、三五%となっている。一〇〜二九人規模では実に七二%が失対賃金の最高限以下なのである。(老令である失対労働者が就職しうるとすれば小規模などところである。)小規模工場は単に月々きまって支払われる賃金のみならず、その他の雇用条件においても、失対以下とおもわれる。すなわち長労働時間、労働強度は一層強く、社会保障の網の目からももれている場合が多く、盆暮の手当(当調査対象者の場合、三八年度の手当は五六一二五円注)も少ない。雇用条件改善のための組織の欠如は生活を一層不安定ならしめているとおもう。

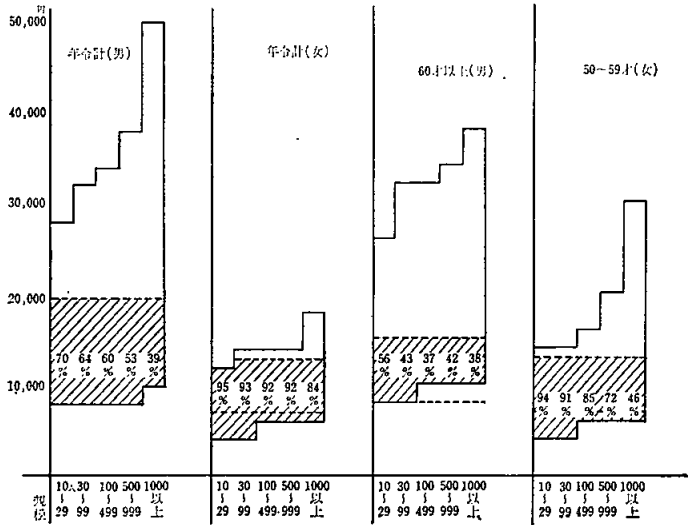
男子労働者の場合、失対賃金の最低限以下の賃金も存在しているが、女子の年令計ではさらにこの傾向は強くなっている。製造業生産労働者女子の場合、賃金分布の最高限に規模別の差は全くみられないが、最低限では一〇〇人未満では四〇〇〇円未満の賃金があつて規模別の差が存在する。女子の失対賃金の最高限は一三〇〇〇円であるが、資料の賃金

注) 全日自労飯田橋分会38年度手当額

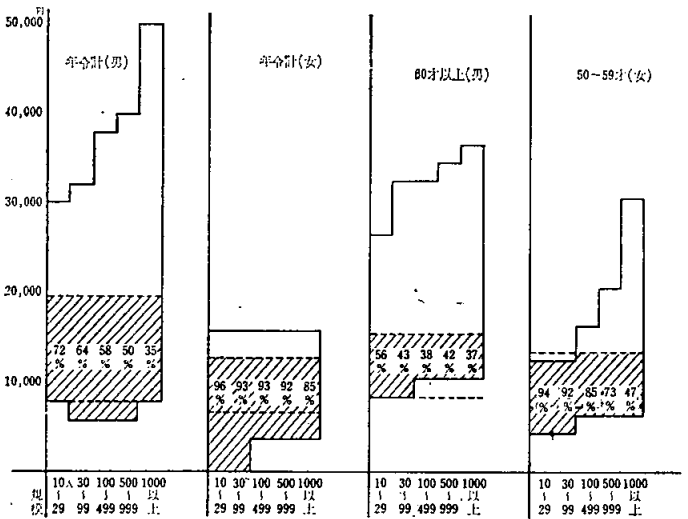
	夏	冬
国	4,096円	9,030円
都	5,376	11,123
区	15,400	11,100
計	24,872	31,253

第4図 規模別賃金分布からみた失対賃金と製造業生産労働者賃金の比較および失対賃金の最高限以下賃金の製造業生産労働者の割合

その1 学 歴 計



その2 小・中 学 卒



注) --- は失対賃金の分布を示す
 — は製造業生産労働者の賃金分布を示す、但最高、最低からそれぞれ計の割に最も近いところで切りすてたのりの賃金分布である
 内の数字は失対賃金の最高限以下に含まれる製造業生産労働者数の割合
 男子60才以上、女子50-59才をとり出したのはここに含まれる調査対象者の平均年齢が男子62才、女子52才であるからである

区分が二〇〇〇円きざみであるので、一四〇〇〇円未満の割合でみると、小規模から順に九六%、九三%、九三%、九二%、八五%と極めて高い割合となっている。失対賃金の最低限以下の賃金は全規模にわたって存在している。

以上みてきたところから、製造業の場合、失対以下の賃金がきわめて多く存在していることがわかった。製造業にみられるこの割合は、

商業、サービス業等の産業部門では一層高くなってあらわれているとおもう。失対賃金以下の賃金が広範に存在している現在の賃金構造の下では、就職して失対をやめたとはいえ、就職先は失対と経済的社会的性格を一にする「不安定階層」内での移動に他ならない。または失対以下への移動すら意味している。このような状況から、失対労働者は失対に継続して就労したいと考える。いわば失対を選んで停滞して

都市下層労働者の「不安定」性について

第11表 製造業における賃金階級別労働者数（生産労働者学歴計）

賃金分布		規模	計	10~29人	30~99人	100~499人	500~999人	1,000人以上
年令計	計		3,164,770人	585,487人	654,629人	631,114人	222,808人	1,070,732人
	㊸		257,109	56,764	54,901	59,096	21,233	65,115
	㊹		2,692,705	491,328	559,283	526,740	188,447	926,907
	㊺		216,156	38,395	40,645	45,278	13,128	78,710
		2,000円未満	1,741,036	412,218	416,395	375,930	119,011	417,582
男 60才以上	計		52,244	18,944	17,460	11,497	1,714	2,629
	㊸		4,373	1,610	1,359	1,072	140	192
	㊹		47,174	15,790	15,272	9,444	1,461	2,207
	㊺		3,697	1,544	829	981	113	230
		14,000円未満	18,407	8,411	5,630	3,099	524	743
	16,000円未満	24,046	10,605	7,436	4,289	716	1,000	
女 年令計	計		1,788,126	336,372	402,614	426,787	143,744	478,609
	㊸		144,426	37,084	27,701	32,732	12,085	34,824
	㊹		1,566,779	294,588	372,102	360,094	121,351	418,644
	㊺		537,941	4,700	2,811	33,461	10,308	25,141
		12,000円未満	1,481,103	299,288	343,012	358,813	120,758	359,232
	14,000円未満	1,623,100	320,210	374,913	394,055	131,659	402,263	
男 60才以上	計		67,869	24,206	21,753	13,546	2,114	6,250
	㊸		5,325	1,463	1,912	1,189	181	580
	㊹		60,338	22,153	19,660	11,217	1,848	5,460
	㊺		2,206	590	181	1,140	85	210
		12,000円未満	53,329	21,434	18,120	10,083	1,272	2,420
	14,000円未満	58,493	22,743	19,841	11,517	1,530	2,862	
女 年令計	㊸の賃金分布		—	8~28千円	3~32千円	8~34千円	8~38千円	10~50千円
	㊸の占める割合		85%	85%	84%	83%	85%	87%
	20,000円未満の割合		55	70	64	60	53	39
	㊹の賃金分布		—	8~26千円	8~32千円	10~32千円	10~34千円	10~38千円
	㊹の占める割合		85%	83%	87%	82%	85%	84%
	14,000円未満の割合		27	44	32	27	31	28
	16,000円未満の割合		38	56	43	37	42	38
女 年令計	㊸の賃金分布		—	4~12千円	4~14千円	6~14千円	6~14千円	6~18千円
	㊸の占める割合		88%	88%	92%	84%	84%	87%
	12,000円未満の割合		83	89	85	84	84	75
	14,000円未満の割合		91	95	93	92	92	84
	㊹の賃金分布		—	4~14千円	4~14千円	6~16千円	6~20千円	6~30千円
㊹の占める割合		89%	92%	90%	83%	87%	87%	
	12,000円未満の割合		79	89	83	74	57	39
	14,000円未満の割合		86	94	91	85	72	46

注) 賃金分布はかなり広い幅があるので分布の階級を㊸㊹㊺に分け、㊸および㊹はそれぞれの計の1割に達するところまでを最高限、最低限から切りすて、このりを㊸とした。

資料：労働省統計調査部「賃金実態総合調査」昭和36年

社 会 福 祉

第 12 表 製造業における賃金階級別労働者数 (生産労働者小学・新中卒)

賃金分布		規 模	計	10~29人	30~99人	100~499人	500~999人	1,000人以上	
男	年令計	計	2,539,530人	503,034人	541,746人	490,302人	164,676人	839,772人	
		㊸	206,292	46,124	45,736	39,288	14,748	60,396	
		㊹	2,135,962	420,678	457,512	408,365	137,834	711,573	
		㊺	197,276	36,232	38,498	42,649	12,094	67,803	
		20,000円未満	1,361,455	360,392	345,811	283,259	82,212	289,781	
	60才以上	計	48,665	18,008	16,171	10,588	1,543	2,355	
		㊸	3,528	1,464	1,254	462	118	230	
		㊹	41,713	15,114	14,108	9,252	1,318	1,921	
		㊺	3,424	1,430	809	874	107	204	
		14,000円未満	17,342	7,989	5,312	2,905	465	671	
	16,000円未満	22,552	10,069	6,962	4,005	637	879		
女	年令計	計	1,624,448	309,385	368,253	386,618	129,032	430,890	
		㊸	118,582	13,631	24,339	28,393	9,930	42,289	
		㊹	1,433,152	291,446	341,295	326,663	109,411	364,337	
		㊺	72,714	4,308	2,619	31,562	9,961	24,264	
		12,000円未満	1,360,631	277,058	315,054	327,242	110,076	331,201	
		14,000円未満	1,484,585	295,754	343,914	358,224	119,372	367,321	
	50~59才	計	63,723	23,024	20,446	12,738	1,962	5,553	
		㊸	4,859	1,383	1,683	1,090	168	535	
		㊹	56,760	21,086	18,582	10,550	1,709	4,833	
		㊺	2,104	555	181	1,098	85	185	
12,000円未満		50,664	20,542	17,156	9,556	1,213	2,197		
	14,000円未満	55,416	21,741	18,763	10,884	1,434	2,594		
男	年令計	㊹の賃金分布	—	8~28千円	8~32千円	8~36千円	8~40千円	10~50千円	
		㊹の占める割合	84%	84%	84%	83%	84%	85%	
		20,000円未満の割合	54	72	64	58	50	35	
	60才以上	㊹の賃金分布	—	8~26千円	8~32千円	10~32千円	10~34千円	10~34千円	
		㊹の占める割合	86%	84%	87%	87%	85%	82%	
		14,000円未満の割合	37	44	33	27	30	28	
		16,000円未満の割合	46	56	43	38	42	37	
	女	年令計	㊹の賃金分布	—	4~14千円	4~14千円	6~16千円	6~14千円	6~16千円
			㊹の占める割合	88%	94%	93%	84%	85%	85%
			12,000円未満の割合	84	90	86	85	85	77
14,000円未満の割合			91	96	93	93	92	95	
50~59才		㊹の賃金分布	—	4~14千円	4~12千円	6~16千円	6~20千円	6~18千円	
		㊹の占める割合	89%	92%	91%	83%	87%	87%	
		12,000円未満の割合	80	89	84	75	62	40	
		14,000円未満の割合	87	94	92	85	73	47	

注) 賃金分布にかなり広い幅があるので分布の階級を㊸㊹㊺に分け、㊸および㊹はそれぞれの計の一割に達するところまでを最高限、最低限から切りすて、のこりを㊺とした。

資料 労働統計調査部「賃金実態総合調査」昭和36年

第13表 生活保護受給世帯

	世帯数		
	計	男	女
生活保護受給世帯	6(1)	3(1)	3
かつ生活保護を受ける世帯	14(2)	10(2)	4
かつ生活保護を受けない世帯	26	18	8
計	46	31(3)	15

() は医療単給でうち数

いるのである。

第三節 失対就労世帯の生活水準と

生活保護基準

失対労働者がかなりの高年令であり、かつ身体的にも病気またはどこかに障害のあるものが多いことは前項で述べたところである。このような相対的に劣位な労働力の所有者である失対労働者が、なお失対就労を継続していくことを希望している。いいかえれば、生活していくために労働力を売らなければならない事情にある。失対をやめる一つの道としての就職にはかなりの困難があり、殆んど不可能であること。又、就職そのものが劣悪な条件の労働の場でしかなく、就職は社会的

経済的意味での階層の上昇を意味しないとすれば、このこと自身むしろ失対を継続希望する理由となる。

しかし、失対をやめるもう一つの道として生活保護受給者となるのが考えられる。現在、生活保護受給世帯は四六ケース中六ケース（うち一ケースは医療単給）あり一三％にあたる。また、かつて受給したことのあ

る世帯は四六ケース中一四ケース（うち三ケースは医療単給）で三〇％にあたる。合計すると二〇ケースで四三％である。この数字のみからも、失対就労世帯と生活保護世帯との間はかなり社会的経済的に密接に関係しており、流出入があると考えてよい。したがって、この項で失対就労世帯の一カ月平均収入と生活保護基準の関係を分析し、失対就労世帯の生活の一面を明らかにしたい。生活保護基準は、昭和三八年四月一日から実施された第一次改訂を用いた。

各世帯について（調査世帯のうち収入不明のものは除いた）世帯員数、世帯構成員の年令、性別、有業無業の別、住宅の所有状況、小・中在学別から生活保護基準を算出し、それと調査世帯が現在と同じ就労状況にある場合の世帯総収入との比率（第14表A・D）をみた。つぎに、失対労働者または他に就職したものおよび主として民間事業に労働している世帯主がその就労をやめた場合の世帯収入と、その場合の失対就労者世帯の収入は生活保護基準の一・八倍である。この関係は、総評が行なった調査によると、生活保護世帯の推定基準額に対する実収入・実支出の割合がともに一・七倍であるから、失対労働者の手当をぬきにした生活水準と生活保護世帯の実際の生活とはほぼ等しくなっている。このようにぎりぎりの生活をしている失対労働者が所得をたかめるために、組織をもって政府に、地方自治体に要求して来た夏期、冬期の手当が生活保護世帯の生活より高い生活を可能にしているのである。保護基準との比率（C・E）をみた。第14表、第5図はそれらを示したものである。

現在の生活保護基準に対する世帯収入の割合は世帯主男子の場合八

社 会 福 祉

職世帯の生活水準と生活保護基準

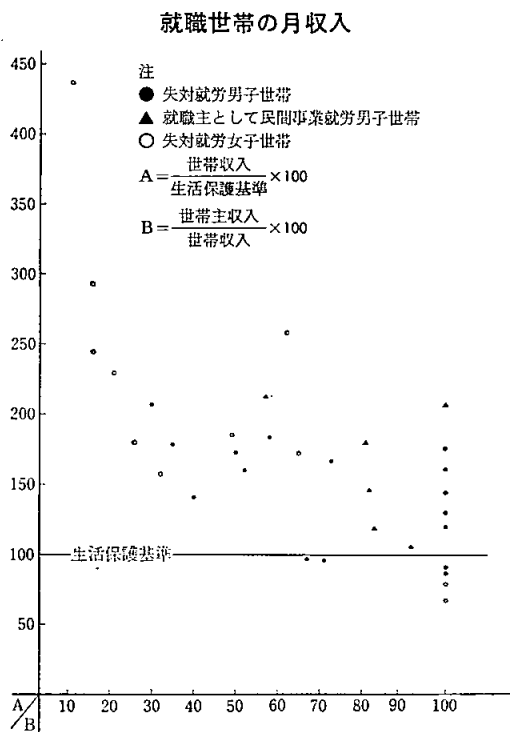
$\frac{B}{F}$	$\frac{D}{A} \times 100$	$\frac{E}{C} \times 100$	$\frac{F}{B}$	$\frac{B}{A} \times 100$	世帯 人員	有業 人員	世帯主 年令	備 考 (非就業者の状況)
91	110	—	110	100	1	1	68	息子の援助がある
161	62	—	62	100	1	1	38	維持現場
87	115	—	115	100	1	1	72	病弱
120	87	—	83	100	1	1	72	
154	65	—	65	100	1	1	74	維持現場
176	57	—	57	100	1	1	77	持家
129	78	—	78	100	1	1	63	見通しなし継続希望あり
122	60	157	82	73	1	1	46	持家・家賃収入・身障者
71	104	309	140	71	3	2	58	
71	103	271	141	67	3	2	57	
121	54	113	83	58	3	2	42	医療扶助受給
93	63	117	110	52	4	3	53	
105	58	96	96	50	2	2	65	持家
64	71	105	157	40	3	2	72	妻病気
72	56	78	138	35	4	3	47	持家
72	48	62	138	30	4	3	64	持家
201	50	—	50	100	3	1	73	持家 労働能力喪失
101	95	86	99	92	5	2	44	持家 区役所用務員
101	84	329	99	83	5	3	50	大学用務員
126	68	336	78	82	4	2	54	主として民間事業
172	56	518	58	81	3	2	44	主として民間事業
96	47	69	104	57	5	4	60	持家 小学校用務員
149	149	—	149	100	2	1	41	生活保護受給
126	126	—	126	100	2	1	49	〃
112	58	122	89	65	1	1	50	息子から5,000円
159	39	69	63	62	1	1	63	持家、貯金から月
103	54	88	97	49	2	2	58	7,000円引出す
81	48	62	124	32	3	3	50	
46	55	62	223	26	3	3	47	
60	44	50	167	21	4	4	44	
54	34	35	185	16	3	3	56	
49	41	50	205	16	5	4	50	
59	23	22	170	11	2	2	61	

第 14 表 失対就労世帯および就

No.	世帯総収入 (1カ月平均) A	世帯主収入 (1カ月平均) B	その他の収入 (1カ月平均) C	生活保護基準 D	世帯主のみ 稼働の場合 の生保基準 E	世帯主の収入 がない場合の 生活保護基準 F	A D	C E
	円	円	円	円	円			
男								
9	18,000	8,000	—	8,761	6,541	8,761	91	—
19	14,620	14,620	—	9,076	6,856	9,076	161	—
21	8,460	8,460	—	9,761	7,541	9,761	87	—
35	11,750	11,750	—	9,761	8,541	9,761	120	—
37	15,000	15,000	—	9,761	7,541	9,761	154	—
27	15,000	15,000	—	8,541	6,321	8,541	176	—
43	11,280	11,280	—	8,761	6,541	8,761	129	—
25	12,900	9,400	3,500	7,716	5,496	7,716	167	64
7	17,000	12,000	5,000	17,698	15,478	16,786	96	23
41	18,000	12,000	6,000	18,491	16,271	16,971	97	37
30	34,250	19,750	14,500	18,601	16,380	16,380	184	89
32	38,250	19,750	18,500	23,917	21,697	21,181	160	77
36	22,000	11,000	11,000	12,726	10,506	10,506	173	105
8	27,000	10,810	16,190	19,241	17,021	17,021	141	95
45	39,970	14,000	25,976	22,381	20,161	19,341	179	129
4	43,000	13,000	3,000	20,707	18,487	17,971	207	16
17	25,000	25,000	—	12,426	12,426	12,426	207	—
33	25,000	23,000	2,000	23,664	21,444	22,752	106	93
28	33,000	25,000	8,000	27,816	26,296	24,776	119	30
11	30,500	25,000	5,500	20,698	18,478	19,786	147	30
15	32,000	29,000	3,000	17,763	15,543	16,851	180	19
13	58,000	21,000	37,000	27,181	25,661	21,921	213	144
女								
109	8,500	8,500	—	12,666	10,440	12,666	67	—
125	9,270	9,270	—	11,726	9,506	11,726	79	—
116	14,500	9,400	5,000	8,366	6,140	8,366	173	81
101	18,280	11,280	7,000	7,076	4,856	7,076	258	144
105	24,500	12,000	12,500	13,216	10,996	11,696	185	114
102	39,875	12,875	27,000	19,031	16,711	15,991	157	162
123	34,780	7,280	27,500	19,271	17,051	16,231	180	161
104	58,000	12,000	46,000	25,331	23,110	20,071	229	199
126	57,330	8,930	49,070	19,581	17,361	16,541	293	283
117	69,280	11,280	58,000	28,366	26,116	23,106	244	222
121	62,050	7,050	55,000	14,226	12,000	12,006	436	458

注) 生活保護基準の計算は19次改訂(昭和38年4月1日実施)による
 計算方法 生活扶助+住宅扶助+教育扶助+基礎控除+老令加算

第5図 生活保護基準と失対就労世帯および



第15表 生活保護世帯における消費支出の保護基準に対する倍率

	世帯主	比率
2.1倍以上	42	23.5
1.4~2.09倍	87	48.6
1.0~1.39倍	38	21.2
0~0.99倍	12	6.7
計	179	100

資料：総評調査研究所 調研シリーズ16集
 社会保障対策部編「生活保護」

第16表 生活保護世帯における実収入・実支出の保護基準に対する倍率

	金額	倍率
保護基準	9,744円	1.00
実収入	16,239	1.67
実支出	16,853	1.73

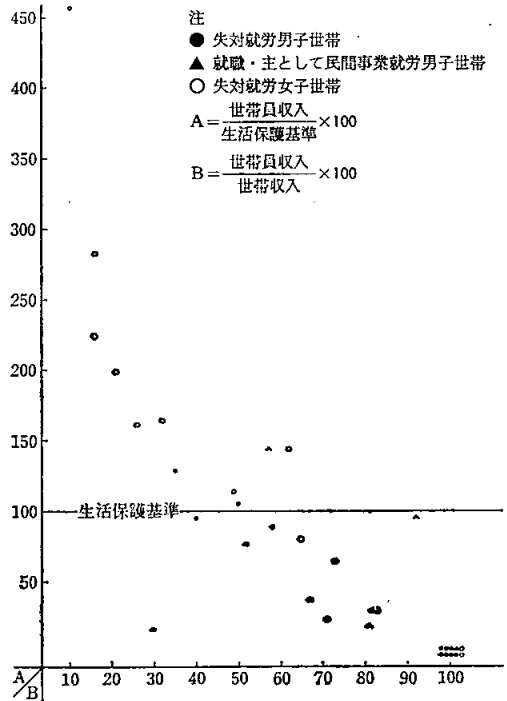
資料：同上

七%から二〇七%に分布している。世帯主女子の場合、六七%から四三六%に分布しており、前者より分布の幅が広く、モードは一段高いところにある。第17表によって平均をみると失対男女計では一八〇%である。それぞれの平均をみると、男子は一四九%、女子は二二〇%となっており七一%の差がみられる。女子の方が生活水準が高くなっている。男子で就職したケースについても失対就労世帯に極めて近い数値となっている。しかし、これらを一般就労世帯の年平均一カ月総収入の生活保護基準に対する割合である三一一%と比較すればその差はきわめて大きい。女子のケースを除く、三二ケースはすべてそれ以下のところにある。さらに注目すべきことは、生活保護基準以下の収入の世帯（A/D が一〇〇以下の世帯）が六ケース、（うち女子の二ケースは現に生活保護世帯である）また、一五五%（生活保護基準を一〇〇としたとき、一般就労世帯の収入は三一一である。仮りにその半分をとってみた）以下の世帯が五ケース、計一一ケースである。すなわち全体の1/3が生活保護基準に極めて近い、ないしはそれ以下の収入でぎりぎりの生活をしていることである。

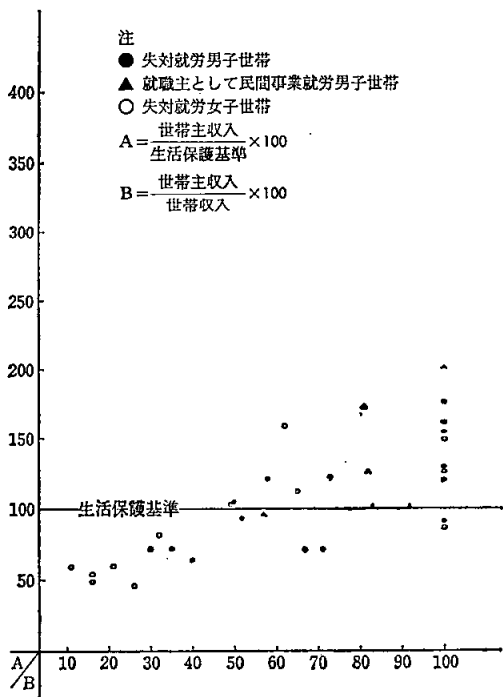
このように生活保護基準に近い生活をしている失対就労世帯で世帯主が失対就労をやめた場合、収入と生活保護基準の関係はどうなるだろうか。前に述べた方法で比率を計算し（C/E）、世帯総収入に占める世帯主収入の比率と関連させた。第7図にみられるとおり、世帯主収入の割合が高くなるにつれて、収入に対する保護基準の割合は高くなっていく。世帯主収入が四〇%以上の世帯を下限として、世帯主の収入がなくなれば、生活保護基準以下になることがわかる。すなわ

ち世帯主収入が世帯総収入の四割でしかない世帯で、その四割が欠けたとき、保護基準以下となる。第14表によると有業者が一人世帯で本人が働けなくなった場合無収入となるもの一〇ケース。収入はあっても保護基準以下（C/Eが一〇〇%以下）になるもの一二ケース。保護基準すれすれのもの（C/Eが一〇〇%以上一五五未満）五ケース。合計二七ケース八二%がぎりぎりの生活となることが明らかである。またつぎの点を考えればこのことが現実の数値であることがわかる。すなわち、第14表にみられるとおり、全世帯員が働いている世帯は三三ケース中一八ケースである。非有業者がいる世帯は一五ケースあるが、備考欄に示したように、三ケースに高校在学者があるのみでそれ以外は、病気又は身体障害者と義務教育期間中にあるものであって、

第6図 生活保護基準と本人が稼働をしない場合の世帯の月收入



第7図 生活保護基準と世帯主賃金



世帯主の収入がなくなつたからといって有業化できる予備軍にはなり得ないものである。この項の最後に、前節との関連で就職又は主として民間事業に就労している世帯についてみておこう。ケース数は少ないが全般に世帯収入に占める本人収入の割合は失対就労世帯より高い。また、その賃金は失対より

第17表 生活保護基準を100とした世帯収入

	計	世帯主男	世帯主女
計	177	152	220
失対	180	149	220
就職	157	157	—
東京勤労世帯(4人)注			311
東京労務者世帯(4.1人)注			253

注) 37年家計調査
年平均一カ月収入(実収入)
東京勤労世帯(4人) 58,674円
東京労務者世帯(4.1人) 47,643円
生活保護標準4人世帯 18,854円
(35才男, 30才女, 9才男, 4才女)

や高いことは前節でみたとおりであるが、生活水準をきめるのは個人の収入ではなく世帯収入であるから、世帯の関連でみるために、生活保護基準と比較した。それによると、平均一〇〇対一五七の關係にあり、失対男子労働者の一四九とのひらきは小さい。したがって、失対をやめて就職したとしても、生活水準、不安定な度合は失対とあまり変わらないか、むしろ労働強度や組合がない等の点から長期的にみて失対以下であるといえる。

以上から、失対就労世帯では、失対による収入が、生活保護基準をやや上まわる収入をもたらしていることになる。したがって、世帯内に病氣その他収入および支出にかかわる事故が生じた場合はただちに最低生活を余儀なくされる。一般勤労世帯の $\frac{1}{3}$ である最低生活をするよりはむしろ働ける限り働き、最低生活との間に一〇〇対一八〇男子世帯では一〇〇対一四九の差をたもつために、しかし前述のとおり実際には生活保護世帯との間に手当だけの生活水準の差をたもつにすぎないが、失対を選び、失対に就労を継続したいと考えるのである。

第四節 有業率と世帯員の職業

第一節で分析したところによると、三〇年時点では、失対をやめる見通しがないものが大部分であった。そして、三八年時点ではやや見通しありのものが多くなった。その内容は、主として、子供が就職し扶養してもらう可能性が出て来たというものである。しかし、このような見通しがあっても、なお失対就労を継続していくことを希望して

第 18 表 家族の大きさ、労働力構成、有業率

年	世帯数	家族の大きさ							有業者					占める割合 生産年令に	有業率
		世帯人員	男60 女55才 以上	男59, 女54才以上			14才 以下	有業人員	男60 女55才 以上	男59, 女14才以上					
				計	男	女				計	男	女			
昭和30年	計男女	55	3.9	0.6	1.9	0.9	1.0	1.4	2.0	0.5	1.5	0.8	0.7	85	52
		38	4.1	0.8	2.0	1.1	0.9	1.3	2.2	0.6	1.6	1.0	0.6	89	55
		17	3.5	0.3	1.6	0.5	1.1	1.6	1.6	0.2	1.4	0.4	1.0	87	45
昭和38年	計男女	34	3.1	0.6	2.0	1.0	1.0	0.5	2.2	0.5	1.7	0.9	0.8	87	71
		25	3.2	0.7	2.0	1.0	1.0	0.5	2.1	0.5	1.6	1.0	0.6	84	67
		9	2.8	0.5	2.0	0.9	1.1	0.3	2.3	0.4	1.9	0.8	1.1	95	84
	失対計男女	24	2.5	0.7	1.6	0.8	0.8	0.2	2.0	0.6	1.4	0.8	0.6	87	78
		16	2.4	0.8	1.4	0.8	0.6	0.2	1.8	0.7	1.1	0.8	0.3	85	72
		8	2.6	0.5	2.0	0.9	0.1	0.2	2.4	0.5	1.9	0.8	1.1	95	90
就職・主計男女	10	4.4	0.3	2.9	1.4	1.5	1.2	2.7	0.2	2.5	1.3	1.2	87	61	
	9	4.4	0.3	3.1	1.3	1.8	1.0	2.8	0.2	2.6	1.3	1.3	83	63	
	1	4.0	—	2.0	1.0	1.0	2.0	2.0	—	2.0	1.0	1.0	100	50	
昭30	5万人以上の都市	8,709,000	4.7	0.4	2.8	1.4	1.4	1.5	1.9	0.1	1.8	1.2	0.6	65	40
昭30	東京都生活保護世帯	70,131	2.7												
昭35	都市平均	918,000	4.2	0.4	2.7	1.4	1.3	1.1	1.6	0.1	1.5	1.0	0.5	59	38
昭39	東京都生活保護基準	57,396	2.3												

注) 都市については昭和30年, 35年国勢調査より生産年令に占める割合
 = 有業者数/生産年令人口 + 有業の男60, 女55以上のもの 失対は再調査したケースのみ

いる。また、三〇年時点で、子供が就職してくれば失対をやめられると考えていたものが、三八年になって子供は就職してはいるが、依然として失対に働いている。この点を前節では世帯の所得水準から分析したが、ここではそれに対応する世帯としての労働の量と質を考慮して再確認してみたい。

イ、世帯の大きさと有業率

まず、世帯の大きさについてみよう。昭和三〇年時点では、平均世帯人員は三・九人である。これは同時点の一般世帯の四・七人と、東京都被保護世帯の二・七人の中間の大きさである。一般世帯の大きさより〇・八人小さくなっているが、老令人には失対就労世帯が〇・二大きくなくなっている。それに対して、生産年令者は〇・九小さくなっている。失対就労世帯と一般世帯との相違は生産年令者が少なく老令者が多いことである。一四才以下の大きさはあまり変わらない。

三八年の失対就労世帯の人員は二・五人で三〇年と同様に、一般世帯の四・二と生活保護世帯の二・三との間に位置している。老令者は一般世帯よりかなり多い。生産年令者は、一四才以下の者は極めて少ない。三〇年時点では一般世帯とほぼ同数であった一四才以下のものが、八年後成長して生産年令に達しているが、三八年時点の生産年令者は増大していない。その理由を第19表によってみると、三〇年に学令にあったものうち三八年に生産年令に達したものが二九人あるがそのうち流出したものは三人にすぎない。殆んどのが生産年令に達して就職しても尚世帯にとどまっていることがわかる。これに対して、三〇年時点で生産年令にあったものの六六人中、その三分の一にあ

たる二二人が流出している。その理由はすでに有業者であったものが結婚の際、世帯を別にしたもの八人、うち六人は女子である。また結婚以外で独立したものは九人である。これらのことから、三〇年から三八年にかけての失対就労世帯の世帯人員の縮少は、すでに生産年令にあったものの独立によるものであるといえる。その結果現在世帯を構成しているものは、老令者と生産年令にあるとはいえず、未だ就職したばかりの中卒の低賃金労働者である。

世帯の大きさについて、一般世帯と失対就労世帯、生活保護世帯の関係をみると第18表のとおり、三〇年から三八年にかけて、失対就労世帯は益々生活保護世帯の大きさに接近している。これに対して就労したケースの昭和三八年における世帯の大きさとその構成は一般世帯に類似している。失対就

第 19 表 昭和 30 年から昭和 38 年までの世帯人員の流出状況

	世人帯員	残 留	流 出	流 出 理 由					
				独 立		死 亡	そ の 他	不 明	
				結 婚	そ の 他				
計	128	98	30	9	10	6	1	4	
老 令	15	11	4	—	—	2	1	1	
生産年令	計	66	44	22	8	9	2	—	3
	男	32	21	11	2	7	1	—	1
女	34	23	11	6	2	1	—	2	
学 令	計	47	43	4	1	1	2	—	—
	8~14	32	29	3	1	1	1	—	—
	0~8未満	15	14	1	—	—	1	—	—

注) 生産年令とは男15~59才, 女15~54才

第20表 一般世帯人員を100とした場合の世帯の大きさ

	昭30	昭38
一般世帯	100	100
失対就労世帯	85	60
生活保護世帯	58	55

(注) 第18表より作成

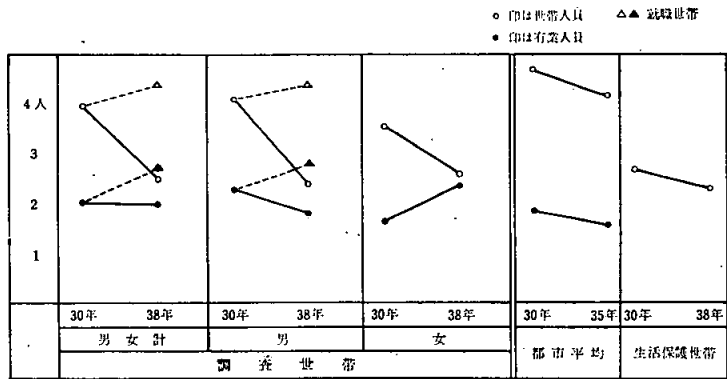
の世帯員を扶養しないかぎりどうか一般世帯に近い水準で生活保護基準との差を保ちうる高さということであろう。

失対就労世帯の世帯主には、一般世帯ほどの世帯員を扶養するだけの所得がない。世帯員はある一定の所得が得られるようになると生活保護基準に近い生活水準から少しでも高い生活水準を維持するために独立すると考えられる。この場合、一定の所得とは世帯主あるいは他

口、有業率とその変化

つきに有業率についてみておきたい。それを第18表の右欄に示しておいた。三〇年時点では、世帯当り有業人員は失対就労世帯の場合二〇人で、一般世帯の一・九人より多い。前述したように、世帯人員は一般世帯より少ないのであるから、有業率は前者において極めて高くなる。すなわち前者は五二%、後者は四〇%、である。この関係を、生産年令に占める有業者の割合であらわすと一層差は大きい。失対就労世帯では生産年令の八五%が稼働していることになる。三八年時点の有業率はどうなっているだろうか。失対就労世帯では有業率七八%、生産年令に占める有業者の割合は八七%となっている。これに対して一般世帯は有業率三八%、生産年令に占める有業者の割合五九%である。一般世帯では三〇年から三五年にかけて、有業率も生産年令に占める有業者の割合も共に小さくなっているが、失対就労世帯ではいず

第8図 昭和30年、38年の世帯人員と有業人員の変化

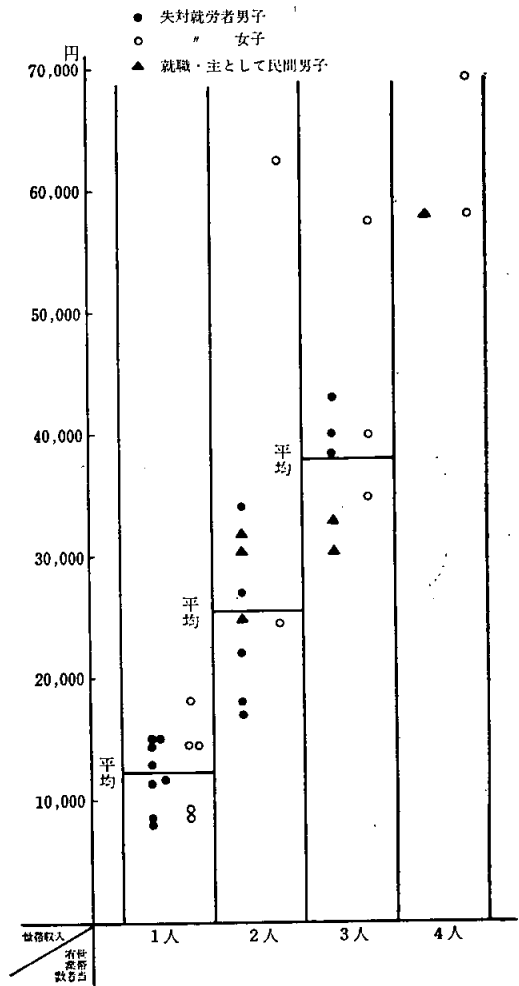


(注) 第18表より作成

る。有業者数別に算出した一人平均収入は、分布の幅は広いがいずれも一〇〇〇円台であるから有業者数が二人であれ三人であれ、その倍数が世帯収入総額となっている。したがって総収入に占める世帯主収入の割合は就職ケースを除き有業者数の逆数となる(第14表参照)。昭和三四年消費実態調査から民間職員世帯をみると、世帯主収入の総収入に占める割合は平均七三%で、総収入が増大してもその割合はほ

れも大きくなっている。とくに、その間、前にみたように一四才以下の数が減少したために、有業率と生産年令に占める有業者の割合は近い値となっている。失対就労世帯は扶養する者と扶養される者から成り立っている一般世帯のような労働力の再生産の場ではなく、病気のものと少数ではあるが学令の者以外はすべて働いている者の「寄り合い世帯」となっている。このことは第9図からもいいうることである。

第9図 世帯当り有業人員別世帯収入分布



注) 平均は5万円以上のものにつき個別的にしらべ適当しないケースをのぞいてある
 1人当り平均収入
 有業者1人世帯 12,400円
 有業者2人世帯 12,800円
 有業者3人世帯 12,700円

ぼ一定している。相対的ではあるが、世帯主(労働力の所有者)の生存維持に必要な生活資料のみでなく、その子女の生活資料も購入しうる収入であるといえる。しかし、失対就労世帯にみられる「寄り合い世帯」では各人の生活費を各人がもちよって、多少なりとも共通費を浮かせながら、生活保護基準より幾分高い生活をしているのである。

病人又は学令期のある子供をかかえていて、有業率を高めることの出来ない世帯ではまさにぎりぎりの生活を余儀なくされている。この関係は第21表に示しておいた。世帯収入(A)と生活保護基準(D)の差をあらわしているA-Dの値と有業率の関係である。A-Dが一五五%以下(生活保護基準に近い又はそれ以下の収入)の世帯の有業率は六三%で、一五六%以上の世帯の有業率八二%よりも低い。このことは、

有業率を高めることによって生活保護基準との差を大きくしていること、反対に、有業率を高め得ない世帯では保護基準とを差をちぢめざるを得ないことがわかる。前掲第6図にみられる保護基準に対する関係で、男子よりも女子世帯が高い水準を保ち得ているのも、第21表の有業率から説明できるとおもふ。

要するに、失対就労世帯の世帯主(形式的でしかない)および世帯員それぞれの労働力の販売によって得ている賃金は、家族の生活を前提とした家族賃金ではなく、全くばらばらの個人を対象とした「一人賃金」であるといえよう。マルクスは「労働力なるものは生きた個人々の能力としてのみ存在するに過ぎぬのであって、その生産は生きた

第21表 生活保護基準との比較にみる有業率

生活保護基準を100とした失対世帯の月収入	計		155以下		156以上		
	家族人員	有業者	家族人員	有業者	家族人員	有業者	
実数	計	87人	66人	32人	20人	56人	46人
	男子世帯	59	41	28	18	31	23
	女子世帯	28	25	4	2	24	23
有業率	計	76%		63%		82%	
	男子世帯	69		64		74	
	女子世帯	89		50		96	

注) 第14表より作成

第 22 表 世 帯 員 の 社 会 階 層

	昭30			昭 38							昭 30 計	昭 38		昭30 東京都
	計	男	女	家計を同一にするもの			家計を別にするもの					同居 計	別居 計	
				計	男	女	計	息子	娘の夫	妻・娘				
計	46	19	27	46	21	25	39	25	14	10	100	100	100	100
I 資本家階級	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.1
II 労働者階級	30	14	16	37	18	19	33	18	9	6	65	80	79	67.3
(1) 資本制家内労働者	8	2	6	4	—	4	3	1	1	1	—	—	—	3.5
(2) 単純労働者	10	6	4	11	5	6	5	1	2	2	—	—	—	12.8
(3) 生産労働者	10	6	4	14	12	2	10	7	3	—	—	—	—	27.5
1. 工業労働者一般者	2	2	—	10	10	—	5	3	2	—	—	—	—	—
2. その他の生産労働者	8	4	4	4	2	2	5	4	1	—	—	—	—	—
(4) その他の労働者	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—
(5) 俸給生活者	2	—	2	8	1	7	14	9	3	2	—	—	—	37.5
III 自営業者層	7	2	5	4	1	3	7	5	1	1	15	9	18	15.3
(1) 自営業業者	2	1	1	3	1	2	6	5	1	—	—	—	—	11.0
1. 商業・サービス飲食業者・その他の自営業業者	2	1	1	2	—	2	4	3	1	—	—	—	—	—
2. 建設職人、建設以外職	—	—	—	1	1	—	2	2	—	—	—	—	—	—
(2) 浮動的自営業者	5	1	4	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	4.3
IV 使用人	1	1	—	1	1	—	1	1	—	—	3	2	2	9.3
V 無業	8	2	6	4	1	3	1	—	—	1	17	9	2	—
金利生活者	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
失業	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病気	7	2	5	3	1	2	1	—	—	1	—	—	—	—
一般階層	6	3	3	20	10	10	24	15	6	3	13	43	60	54
不安定階層	40	16	24	26	10	16	18	9	4	5	87	57	40	46

注) 一般階層とは I、IIの(3)の1、IIの(4)、IIの(5)、IIIの(1)の1

不安定階層とは資本家階級一般階層以外

この表に示した数字は再調査できた世帯についてのみである

個々人の存在を前提することになるのである”(資本論一巻四章の(三))といっている。『生きた個々の存在』は、一般的に個々人としてばらばらに存在するのはなく、家族又は一定し集団の生活として存在しているとおもう。したがって失対就労世帯では、機械は労働者家族の総員を労働市場に出動せしめるのであるが、これがため、一家の主人たる者の労働力の価値は、彼の家族総体の上に分割されることになり、彼の労働力の価値は減損を来たしている”(資本論第一巻第三章(三))と考えられる。

ハ、世帯員の職業とその変化

失対就労世帯は老令の失対労働者と、生産年令者でもより若い労働力によって構成され、有業率は一般世帯にくらべて一段と高くなっていることは前述したとおりである。このように有業率を高めているのは、各有業者の所得水準が低いからである。この所得の源泉である世帯員の職業について触れておきたい。第22表に世帯員の職業がどのような社会階層か

ら成り立っているかを示した。

まず労働者階級の割合からみていくと、三〇年時点では六五%であったが三八年の同居世帯員の場合八〇%、別居している者についても七九%とその割合が高まって来ている。反対に自営業者および使用人階層は同居世帯員の場合、三〇年の一八%から一一%へと低くなっている。これを昭和三〇年の東京都の社会構成と比較すれば、三〇年時点では無業者の割合が高いために労働者階級の割合はほぼ同じであるが、自営業者と使用人階層は東京都の二五%に対して一八%で低い。三八年の同居世帯では一層労働者階級の増大が目立ち、自営業者、使用人階層は著しく減少している。このことから失対就労世帯は賃労働者の世帯であって、そこに存在する生活問題はまさに賃労働者のそれと他ならないといえよう。

これらの社会階層を相対的ではあるがより生活が「不安定」であるとおもわれる階層を選び出し、それ以外の階層との比率をみると三〇年時点では八七%が「不安定階層」に属している。同時点では、行商、露店商などの浮動的職業もみられる。三八年時点では「不安定階層」は五七%に減少してはいるが、これまでみて来たように生活保護基準に近いが、または世帯の中に事故が生じた場合ただちに生活保護世帯となるとおもわれる世帯が多いのである。「一般階層」に属しているものでも生産年齢のうち若年層であるから未だ賃金も低い。そして、年令が高くなりまたは就職して一定以上の収入が得られるようになる世帯から独立する傾向がみられるのであった。この傾向は、第22表の三八年時点の同居、別居別にみた「一般階層」と「不安定階層」の

割合の相違にあらわれている。すなわち同居世帯員の「不安定階層」の割合は五七%であるのに対して、別居のものは四〇%である。

要 約

一、失対就労者は前回調査から八年後の今日もなおひきつづいて失対に就労しているものが圧倒的である。現在失対に就労しているものは、なお全員失対就労を継続することを希望している。現在失対をやめて生活していく見通しは半々の割合で「あり」と「なし」にわかれている。ある場合はおおむね子女に扶養してもらおうということである。

二、失対事業が一時的な就労の場としてではなく、長期にわたる生活の重要な所得源としての就労の場となっている。失対就労者が失対をやめて他へ就職しないのは、単に高年令であるから雇用の口が少ないということだけではない。日本の「不安定階層」を基本的に規定している賃金構造そのものに根ざしているといえる。すなわち、P・Wの八割といわれる失対賃金以下の賃金が広範に存在している現在、失対就労者はたとえ就職の口があったとしても失対にとどまるであろう。失対就労者の失対事業への停滞は、とりもなおさず、日本のいわば範疇的な「低賃金」のあらわれである。このような低賃金そのものをなくしていく政策がとられない限り失対労働者は、失対労働者として停滞する。しかし、又この停滞を基礎として失対労働者がその立場から生活の条件をよくしていくための組織活動を行なうならば、そしてそれを低賃金労働者全体の組織にまで発展させうるならば、賃労働者なるが故の「不安定」性に追加されたことというつくられた「不安定」

性は除去される方向へと一歩近づくとおもう。

三、失対労働者の停滞は、生活保護基準と深いつながりをもっている。すなわち、現在の失対就労世帯の所得水準は生活保護基準の一・八倍である。これに対して一般世帯は三・一倍となっている。一般世帯の三分の一にしかすぎない生活保護基準まで生活水準を下げることは出来る限り避けようとする。高年令ではあっても、働けるだけ働いて、生活保護基準までの生活水準の低下をくい止めようとしている。

社 四、世帯の大きさは一般世帯にくらべて小さく、八年間により生活保護層に近い大きさとなって来ている。八年前非生産年令にあつたものは成長して世帯にとどまっているが、すでに生産年令にあつたものは世帯を離れている。したがって現在の失対就労世帯の構成は、非生産年令のものは少ないが、生産年令に達したばかりの低賃金労働者と、失対就労者の組合わせである。

社 五、失対就労世帯の有業率は高い。病人と義務教育期間中の者を除く殆んど全員が稼働している。その場合、家計の中心となりうる者は少なく、家計収入に占める稼働者一人当りの収入の割合は、ほぼ稼働者数の逆数となっている。約一・二〇〇〇円台の収入のある者の「寄り合い世帯」が失対就労世帯である。

社 六、結局失対労働者は国家の政策として定められた生活保護基準、および失対以外に広範に存在する「低賃金」労働者、社会保障の網の目からはづれて「不安定階層」の存在が作り出した、いうならば一つの現代的な経済的作品である。一般労働政策の対象からはづれば、そのままに放置しておく、という政策の下に、その位置を与え

られている存在である。

失対就労者は日本の賃金構造と社会保障政策によってつくり出された「不安定階層」といえる。調査対象である失対就労者が八年以上ひきつづいて失対に停滞していることからわかるように「不安定階層」から一般階層への上昇は殆んどなく、階層移動は「不安定階層」の中で行なわれている。「一般階層」と「不安定階層」との間には深いみぞがつけられている。

七、もちろん、その存在は資本蓄積の盾の裏面をなすいわゆる窮乏化法則なるものによって与えられるであろう。しかしこれまで見てきたように、「自然法則」として貫徹するその力によってその存在を規定することだけでは不十分であろう。経済の一定の発展段階の下では、この法則は更に政策との関連などによって一定の「社会的法則」としての外被をまとい、あるいは「社会的法則」とともにあらわれて、現代の貧困を規定する。この構造はこれまでのべたごとくである。わたくしはその形態を現代の「不安定階層」——貧困層として把える。

附 失対労働者の形成過程

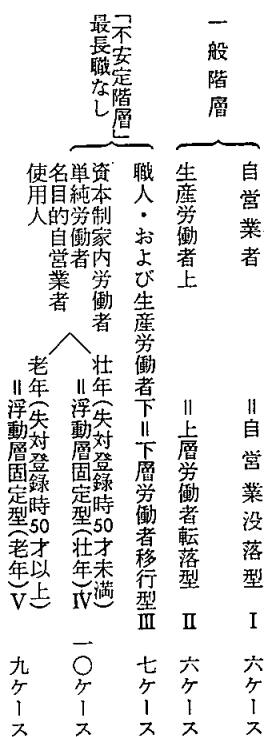
— ケース・レコード 抜萃 —

本論でみたように、失対労働者が失対をやめて「一般階層」に属する職業につくことは、失対賃金以下の賃金が広範に存在するときに、偶然的にはありえても傾向としてはないことがわかった。しかし、失対労働者の形成過程は、「一般階層」からの転落による場合と、「不安定階層」からのいわば横移動とが考えられる。転落経路があること

は「一般階層」である労働者に賃労働者としての「不安定」性があること、またかつては安定していたと考えられる自営業者も、資本制生産の進展によって、没落を余儀なくされることを示している。この項では、失対労働者の形成過程から「一般階層」、「不安定階層」の關係を具体的に描くための資料として東大社会科学研究所の行なった昭和三〇年調査時のケースレコードを抜萃整理した。

失対労働者の形成過程を、失対に就労する以前、最も長く就いていた職業の社会階層からつぎの七類型に分類した。但し、全就業期間の1/3にわたる職業がない場合、最長職なしとした。

男 最長職業階層



女 夫の最長職業階層

- 一般階層 Ⅱ 転落母子型 VI 九ケース
 - 「不安定階層」 Ⅱ 浮動層固定型母子型 VII 八ケース
- 注 一般階層、「不安定階層」の内容については第22表の注を参照のこと

以下のケース・レコードの抜萃は次の諸点について行なった。

一、職業 歴

職業については出来る限り具体的な職業名を用いた。

一、転落又は横移動の経路

職業歴に則してそれぞれの職業をやめるとききの事情をケース・レコードから読みとり離職の理由と離職に際しての退職金その他保障の内容を整理要約した。

一、最長職業の就業時期、年令、失対登録年次、年令

一、全就業期間と最長職業就業期間とその割合

全就業期間は職業に就いていた失対登録までの期間である。兵役、長期間の病氣などは含まない。最長職業の就業期間とは全就業期間の三分の一以上にわたる職業のうち、就業期間の最も長い職業についてみたものである。三分の一にわたる職業に就いていない場合には空欄とした。

一、生活および将来の方針

失対登録時前後の生活の状況と調査時における今後の見通しを調査対象から聞いたままを記録した部分の抜萃である。

一、備 考

生活保護受給の状況と本人及び世帯員の身体状況、本人の出身世帯(女子世帯主の場合も本人の出身世帯)の世帯主の職業、所在地、生活程度を記した。

注 ケースレコードに該当項目の記入がない場合および最長職なしの場合一印とした。

【1】自営業没落型

ケースNo.	職業歴	転職過程	期間	年令	金融機関 A	最悪期 B	生活・将来の設計	備考 (出身世帯など)
4	陶器店々員 陶器問屋店員 兵役 陶器店自営	1年に一度か二度の休みしかないし夜間勤務へ5時頃出かけるわけにもいかず2年目にやめる ないで売れずようやく二人(夫婦)の生活をまかなう位であったが、そんな具合では若いのに先き行きよくない立場をかえて販路拡大。自分の貯蓄で前の店以上の売上となり若衆2・3人を使う。震災で店がやけたが一年でとりもどした。戦時中企業兼業制にあり店をたたくで疎開した。その間セトモノの行商をした。戦後顔戸物屋をはじめたがうまくいかずやめた。資金に限り込み仕方なく勤めに出ようとしたがなぐ失禁に露呈した	大1～大4 大4～大7 大7～大9 大9～昭19	14才～17才 17才～20才 20才～22才 23才～46才	金融機関 A	最悪期 B	これからどうしてもセトモノ/屋をやりたいと思っています 簡易銀座に入って6年位で4・5万円ためている。露店でもやる為になくわえている。	農業家庭師 (3～4反) 東京 医療保護 (次女盲腸)
5	米屋小僧転々 農業(家従) 硫酸製造職工 製煉工場(400人) 米屋自営 (雇人2人) 米配給所勤め 製木の折り	友達にさそわれて行く、並集の血下りのため取州戦争の時クビとなる。ほんの代償と荷物で位しか会社はくねなかった。 昭和6年3月企業合同となり店を造作も何も向うに買上げられた。2500円～2600円位だった。 製木の折りをやったが働かねばならず⑨	大9～昭16	28才～50才	46年 22年 5割	世の中で70才位になったら保護してほしいと思ふのは仕事さえなくなるとの風説があるがもしそうなるとう生活が困難となる。身体が丈夫だからいいけれど樂屋でできてもいい。老人にも出来るような仕事をさせていたほしい。42・3才でもう骨折り仕事をせずにやりたいと思つた。自分は少し不自由でも人様のお世話にならぬようにしている。	農業・富山県 (5反小作) 神経痛	
10	作男・土方人夫 農業手伝(家従) 自雇 用種屋 人力車夫 豆腐製造自営 人夫	この面商も自動車が増えなくなったのと、体の疲労等で長く続けることは出来なかった。それで30才少し過ぎて止めた。 一人で豆腐屋をやっていたが強制疎開で一週間は立退を命ぜられた 親方はあまり面倒を分けてくれない。今日は金がないという理由で10日以上も延ばされ1カ月以上も遅れるときがある。より働いた日にすぐ給料を呉れる職安の目屋の方がいいとおもつて入った	昭8～昭20	31才～43才	35年 12年 3割	今でも雨とか不時のときには清水組に働きに行くが若いころの人力車夫の廻りから骨ぞうを患いあまり無理がでないので⑩を本職とするようになった。世帯をもつてから今が一はん苦しいときだ。子供の職がよいから他人目にはよく見えるが実は非常に苦しい。⑩は非っ取り早くのんきであるがこんなことをしているとは誰にたのんでも働かせてくれない。早く足を洗いたい	農業・新潟県 あまり楽でない 骨ぞうで無理がでない	
			昭24	47才				

<p>16 親物商へ奉公 米屋自営</p>	<p>販売の方も買しが多くなり、米屋だけではとてもやれないので一緒に親物商も始めた。現金が思わしくない、でも食うには事欠かなかった。職种が婦まる頃は産物がなくなり、店は空っぽになり現金はなかった。終戦後、いくら商売を続けていたが空っぽの家に税金をかけられ商売道具を売ってやりくりしたのが始りやめた。</p>	<p>明39～21昭 21才～62才</p>	<p>51年 41年 8割</p>	<p>運が悪いといえはそれですが若い時から苦しみ通い苦しいとばかりでした。福祉事務所へ相談に行ったこともない。生活保護があることも知っているが自分で働けるうちは働いた方が良かったとおもう。福島の保険に入りたいと思つて相談に行つたが年が過ぎて断られた。</p>	<p>親物商・東京 (雇入なし) 生活は下</p>
<p>26 漆器製造業(家内) 漆器製造業(独立) 東京で漆器製造業(用わたり) カフエー (17～8人) 露天商(木製玩具) 進駐軍荷揚作業</p>	<p>兄とまぐいやすやめる 東京で販売される商品(漆器)はほとんど静岡からくる。東京では需要がないのでやめる。 職中は酒も飲まれたのでオゾンや式カフエーをしたが職災に会いやめる 食うだけで惜一杯であった 芝浦にいけばいい金がもらえろと聞いた。終身も露店前のころよりよかったが、軍隊の移動で仕事がないくなり仕様がなく職災へ行った。</p>	<p>昭3～昭20 29才～46才</p>	<p>34年 17年 5割</p>	<p>やるならカフエーをやりたい。何しろもうかりますから。</p>	<p>製塩業・和歌山 (7～8人) 漆器製造販売 大阪</p>
<p>27 菓子屋外交販売 (職人40～50人、売手20) 兵役 菓子屋 巡査 菓子製造販売 (職人3人) 印刷工場工賃宿直 (370～380人) 閉こん</p>	<p>煮えたつ汁で火傷 区画店理に会い話をたいた。この間少し休の余裕が出来、後退を3～4年取つた。この収入で店をやめた後、3～4年取つた。当時職災で工業が壊れたが宿直としてこのころ。当時職災を受けて食料不足から政府が増産を奨励し、産けあを明とんさせた。本人も明とんして細をつくり、これに忙殺されかえって会社より稼ぎが多かった。しばらくしたら人が帰って来て細を失った。近所の人にすめられて◎となる</p>	<p>明42～昭13 29才～51才</p>	<p>45年 23年 5割</p>	<p>体は丈夫であるからかんばっている。子供からは迷惑とすれば度男だらう。家族中自分たち夫婦が一番辛い状態にある。現代では子供は子供でいい親は親で食うとなつていいるから業ではなくなつた。だから自分で独立していこうとおもう。 自分の体の丈夫な限り妻と二人で何とかないつないで行くだろう。しかし年老いて働けなくなつたら面倒みてくれと子供にはいつてある。</p>	<p>農業・東京 (5～6反) 請負師 (60～90人)</p>

〔II〕一般労働者落層型

ケースNo.	職業歴	転職過程	期間	年令	金銭的 窮乏期間 A	最長勤 務期間 B	生活・将来の方針	備考 (出身世帯など)
7	支柱夫 運転手 製氷工 ヤミ屋・尺八流し [㊟]	足を患って会社をやめた。4カ月位療養にかよった。病状中会社で居り、病状の費用は大変だった。病状はインフルエンザ等でなくなり、おまけに工場で借金をつくった。	昭6～昭20	27才～41才	35年 14年 4割		目が悪いので使ってくれるものはないし、昔も最近も生活は同じに苦しい。しかし子供がだんだん入れてくれるようになるので楽になる。子供が楽しみである。	辰鉦夫・福岡県 医療扶助 眼・耳悪い
12	住込家庭教師 染色見習工 染色部責任者 靴下編み自営 クリーニング色あげ工場 ○○邸で本の仕分け 毛織物工場工具 工場守衛 工場雑役 [㊟]	月給が足りず食うに困る 仕事が不規則 事業不振 病氣退職 終戦で工場はつめた6カ月の給料540円をもらってやめる 昭22、60才以上は賞切りとなり退職金20,000円でやめた。失業保険もあった。	明33～大7 大7～大8 大8～大11 大11～大13 昭2～昭19 昭23	20才～38才 38才～39才 39才～42才 42才～44才 47才～64才 68才	51年 41年 8割		毛染めの仕事はやらにはない 少しくらいの資本では出来ない 74才ではもう人は相手にしてくれない	養蚕業・新潟県
29	製菓工 砲兵工廠旋盤工 事務員 不明 [㊟]	非難により解雇される 約23年間勤めて終戦時停年退職、それ以前会社合併の時雇傭契約が変更され23年の勤務は通算されず退職金は少なかった。戦災でやられ、財産もなくなつて戦後他のところへも働きに行ったが戦後の整理などに合いませんでした。色々仕事を探してはみてもなく食べていけないので㊟になった。	大9～昭20	30才～54才	45年 24年 5割		将来はもうないでしょう 戦後は年が年だからあまり他の職を探してどうしようと思ったことはない	箱製造工場経営 長野県 中気

<p>35 鍛冶屋 (家徒) 鉄工業仕上工 " とび職手伝い ㊟</p>		<p>明41～明44 明44～昭20</p>	<p>17才～20才 20才～54才</p>	<p>44年 37年 8割</p>	<p>—</p>	<p>鍛冶屋・福島県</p>
<p>36 貿易商経営主 (30人) 製菓会社 (50人) ㊟</p>	<p>経営不振負債重なり失敗 惣惣は手持在庫にまじく返品欠乏のため一般的に 製品工事不振のおまりをくわって、経営難となる 昭23年までは月給が支払われていたが漸次払わな くになって退社。</p>	<p>昭 5～昭10 昭12～昭28 昭28</p>	<p>31才～36才 38才～54才 54才</p>	<p>26年 21年 8割</p>	<p>元の製菓会社からこいといわれ ている。近々㊟をやめる予定で 現在もできる限り勉強もつづけ 新しい文獻にも目をおしてい る。</p>	<p>木挽き・福井県</p>
<p>39 友禅職の小僧 染物工場の友禅職 (90人) 市鉄の軌道工夫 私鉄の線路工夫 東京ガス配管工 ガス会社人夫 ㊟</p>	<p>ラセンが出来たらん友禅で喋っていきやめる 1年ほどいて人員整理に会う " 23年間も遊んでも平だった。退職金は二度もらっ たが税金に半分ひかれひどいめにあった。子供の 病除の費用が自分負担だと、いくらか手に残らな い。 整理された</p>	<p>明38～大 2 大 2～大11 昭 3～昭26 昭26</p>	<p>11才～19才 19才～28才 34才～57才 56才</p>	<p>45年 21年 5割</p>	<p>これからこういうことで一生も 終わらだ、働けるだけ働いて。</p>	<p>長男病氣</p>

【III】下層労働者移行型

ケースNo.	職業歴	転職過程	期間	年令	全職養育期間 A	養育期間 B	生活・将来の方針	備考 (出身世帯など)
3	下駄屋小僧 下駄屋自営 百姓手伝(疎開) 下駄屋 (元の親方手伝) 卸屋 ⊗	戦災で店を焼く 仕事がなくなくなったので25年2月⊗	明42~大12 大2~昭19	14才~28才 28才~50才	42年 36年 9割		子供の収入はあてにならない。女の子は却って足りないときが多い。金がまとまれば商売がやりたい。	農家(1町4,5反) 三重県 妻病氣のとき {生活扶助}受給 {医療扶助} 生命保険(10万) あり
9	農業手伝 金網工場で見習 (15~16人) 金網製造販売自営 金網工場工具 (1人) " 現場監督 (8~9人) ⊗	戦災 営業不振で閉鎖され失業する。退職金・失業保険なし、職安で求職したがみつからず⊗へ	大 8~昭19 昭26	23才~48才 55才	35年 35年 10割		子供は働いたものは自分のものだという觀念が強い。だから働いた金を必ずしも親に出さない方がよい、その方が寂しい。そのうち働くだろう。仲がみてくれるだろう。戦後後資金・材料もなく商店もできず親は子供をかかえて商店もできず道には資金が50~100万は要る現在技術はもっているがはや	農業・新潟県
13	下駄屋見習 下駄製造販売 イソク工場工具 軍需工場木工 下駄屋再開 進駐軍軍務役 進駐軍 ⊗	戦時企業整備 強制動員で部隊が移動し解雇された。退職金はあったが失業保険はなかった。 人員整理・退職金あり	大 5~大12 大12~昭17	13才~20才 20才~39才	34年 26年 8割		随分をやる気はない	八百屋・東京 腸膜炎
14	印刷屋小僧 (15~16人) 石版印刷自営 印刷工(臨時) 大工・左官手伝	戦後機1台で20~30人の仕掛ができるようになり失業した 手動機械は機械印刷に圧迫され次第に廃業 片目失明で仕事にたえられず、住居は月に10日位しかなく給料滞りでいっそ上へ。住居がなくてともあり不安定。	明42~明44 明44~大13 大14~昭10 昭12~昭17	14才~16才 16才~29才 29才~40才 42才~47才	40年 15年 4割			船頭・漁師・山梨県 片目失明かつて 目暮里貧民窟に住む

	職業紹介所の上方 行商・露店商 (エムヒモ・手袋) ㊟	失業救済事業打ち切りのため再び大工左官手伝 はじめは売れたが次第によい品が出まわりはじ められなくなり止める。露店禁止となったことも やめる原因。	昭24	54才			
23	つけ摘職人見習 (父のもと) つけ職人 仕立師の手もと ㊟	はじめは使用人3人いたが次第に監禁不慮となり 昭和のはじめには使用人はいなくなった。ツギは セルロイド製品に圧迫され営業が行けず廃業した 仕立師の手もとでは勤めが盛だ不定期なので定職 を求めて職安に通ったがなく、ここで㊟のことを 聞き登録した。	明45～昭25 昭27	14才～52才 54才	40年 38年 10割	目下の希望は唯子供の成長だけ です。	無尽をかける余裕 がない
24	自転車部品製造業 (家産) 旋盤工 (30人) " (3人) " (15～16人) " として転々 " (40人) 農業手伝 旋盤工(元の工場) ㊟	問題の金取り主義と仲間の競争に悩まされその上 昭和初期の不況期でしだいに行替り工場閉鎖 兵隊被逐でやめる 前の工場より賃金がなかった。腕を發揮できる町 工場をえらんだ。 引ぬかれてこの職長となる。給料は多いのに通 賃が多く差額をつかしてやめた。 日給はよく生活は非常に楽であったが、戦争の危 険がせまってきたので会社は地方に分散疎開して しまった。 家族と共に疎開した 大工場の下請におきれて経営が苦しくなる。昭24 年人口整理で失業保険6,000円、退職金10,000円 で引当をたて職をさがした。はじめは腕による 職、次は小使など、しかし職はなくなりやむをえず㊟ へ、人からきいて。	昭3	19才	25年 21年 8割	何とか常務について働きたい。 しかし若い人が大勢失職してい る現在、こんなおいほれが職に つける筈がない。将来は官庁の 小使にでもなりたいと考えてい る。	自転車部品製造業 東京
37	農業手伝(家産) 社粉屋・新聞販売 電気工 (あちこちを転々) ヤミ屋 ㊟	この配工科学校卒業に連学 60才で電気工をやめた。電気仕事をやっていた か所ばを握らねばならず出来なかった。	明43～昭23 昭25	21才～60才 61才	47年 38年 8割	—	農業・福島県 (雇人5人) 次女精神分裂病で 入院、長男、長女 は遅鈍

〔IV〕 浮動層固定型(壮年)

ケース No.	職業歴	転職過程	期間	年齢	全就業期間 A	再就職期間 B	生活・就業の方針	備考 (出身世帯など)
2	ワッサージ業 徴用 (上方をおぼえる) 土方 儀装工(職人手元) 土方・棟梁手元 ㊟	徴用となりやめる 職人の手元で金の入りが悪いのでやめた 足場からおちて製版	昭11～昭20	16才～25才	13年 9年 7割	—	—	魚屋・東京 両眼失明したが開 眼手術をする 医療扶助生活扶助
11	百貨店店員 電気屋(個人)の 電気工(3人) 自転車修理工 自動車修理工など 転々 飛行機工場の組立 工(150人) 心戸の鉄工場へ (4人) 兵役 製菓工場工具 (72人) トビの手伝 ㊟	電気学校の夜学に通学 一時はこの方面で身をたてようとおもっていたが こんな仕事ではうたが上からなれないと思って2年 半でやめた。 口入屋を通じて入る	昭28	42才	20年 — —	—	㊟に満足してはいけないうらん なにいっている 資本さえあれば腕をすくいで もやりたい	乾物商・山梨県 兵役で身障
15	逆花屋へ住込む (3人) 肉屋(家徒) 徴用工 兵役 ヤミ屋 鉄工所組立工 (20人) 近所の手伝・個人 の店の品物運搬 ㊟	店をもたせてもらう約束があったが兄の戦死で家 業の肉屋をつぐため止める 徴用となりやめる このころ肉屋など出来なかったのでヤミ屋になる 経緯不詳でつぶされたのでやめる。逆職金はなかつ たが失業保険があった。	昭25	31年	16年 — —	—	資本があればほとどの商売がやり たい、世間のウラサも悪いので 私ははやくやめたいのですから さいととろはためですから	肉屋・東京

19	金物屋小僧 定まった職なし 兵役 ㊟		昭25	25才	—	他につとめらたって、機械も 仕上も何もだめだし、予算も必 要だし仕方ないからそのまま終 わってしまうんですよ。	商業・東京 知能が低い 単身
20	印刷屋 行商(アイスキャン デー) ㊟	方々口かけてみたがあんたはよくやるけれど手足 が利かないといつてうまくことわられてしまった 足が悪いので仕事にならない	昭25	22才	—	—	生活保護 小児マヒ 単身
25	荒物商(家徒) 米屋手伝い 郵便局(臨時雇) 電報配達 郵便局(常用) 区分け 計器工場仕上工 (200人) 会社雑役 ㊟	終戦後工場が解散し退職金70円でやめる	昭24	32才	18年 — —	弟が生産面倒をみてくれること は期待できない、床についたと きなど時々死の決意さえいだく ことがある。	荒物商 小児マヒ
28	経師見習(家徒) 経師職人 コック見習 コック(キャバレ ー・レストラン) 造兵廠 進駐軍病院コック ㊟	経師屋は施よりも得意先がものをいう商売である のに父にはそれがなく父の跡をついで一人前に なれそうもないので心気一転ここをやめた 戦争がはげしくなり徴用をまめかれるためにここ に入ったが、終戦となり退職金もなく少々の物資 をくれただけでやめることになる。 部隊移動に伴い整理された、退職金少々。 進駐軍をやめてから何とかよい職につこうとした が妻に死なれ子供のことをおもうとそれが出来ず ㊟へ	昭1~昭10 昭11~昭16 昭17~昭18 昭20~昭25 昭26	12才~21才 22才~27才 28才~29才 30才~35才 36才	26年 11年 4割	コックでも経師屋でも可能な方 面にすすみたい、でもコック職 の方は経営のかたい動機先がな い。へたをすると給料をふみ倒 されることがあるし、経師屋も 資金が50,000位いるのでとても 始められない。亦現在は経師屋 は大工の下請をやることが多く 現金がすぐ手に入らぬため資金 がよほど豊富でないとなればは できない。	経師屋・東京 妻死亡
30	質屋奉公 工員 兵役 トラクター会社 (40人) カツギ屋 親類古着屋 ㊟	企業合同となり又徴用のがれのため質屋をやめて 工場へ 会社が倒産したのでやめた カツギ屋も不景気となり親類の古着屋へ 新しい衣類ははじめてつづれる 職安で1年半ほど適職をさがしたがみつからず㊟ となる	昭8~昭18 昭24	12才~22才 28才	16年 10年 6割	末の妹(日立勤務)に頼み日立 で使ってもらおう努力してい るのが唯一の希望であるがもう 年令的にもむづかしいようです	質屋・東京 記入なし
32	室内装飾屋小僧 貿易商(雇われ) 農業(家徒) 軍需工場 北海道開拓師団 進駐軍運搬人夫 ㊟	日支事変で会社がつぶれ失職した 敗戦の色が濃くなると軍需工場は危けんとなり他 の職があるものはそれを頼っていった。自分は仕 事がなかったので経費の安い北海道開拓師団へ。 昭27年人員整理となり労働者が次から次へと首を きられた、自分も危くなったので飯田ばしの職安 に日雇の職をみつめて籍を入れておいた。土曜日は 進駐軍の方が休みだったのでニコヨンの仕事を やった、退職金は3カ月分25,000円。	昭27	42才	29年 — —	—	農業(1町2,3反) 茨城県 教育扶助
33	自動車修理工場 手伝い レントゲン会社 技術者(100人) 自転車会社製図工 元のレントゲン会 社へ カツギ屋 ㊟	給料があまり少ないのでより高給な所へ行こうと おもって自転車会社製図工となる 後から入社したものが上の位置にいたり給料も前 ほどもらえず面白くないので1年でやめる。もっ とよい所へ入り暮しを楽にしなければとおもって 一生懸命でした。 カツギ屋もだんだんもうけが少なくなり生活が苦 しくなる	昭12~昭18 昭19~昭20 昭23	18才~24才 25才~26才 29才	16年 7年 4割	今では子供が邪魔で給料の多い 民間へ行きたいとおもっても行 かれない。電気関係に口があれば 働きたい、亦資本さえあれば 本屋か、菓子屋をはじめたい。	医療保護 (妻の病気) 家族全員結核

[V] 浮動層固定型(老年)

ケースNo.	職業歴	転職過程	期間	年令	全就業期間 A	最長就業期間 B	B/A	生活・将来の方針	備考 (出身世帯など)
1	酒屋小僧(25~6人) 農業(家従) つけもの屋自営 タル屋自営 酒屋 区役所道路課 " (臨時雇) ヤミ屋 ㊦	脚気で家に帰る 貸倒れのため2年で失敗、掛買の人がよそに行くなど度重なりやりくりがつかなくなったので店を売ってやめた。 停年まで働いた	大13~昭16 昭16~昭20 昭26	38才~55才 55才~59才 65才		52年 21年 4割		—	農業(4町所有うち1.5町自耕) 醸造業・群馬県 医療扶助
6	食堂手伝い(家従) 木場のイカダ乗り 仕事師の手元・土方・製本・下駄内職 ㊦	食堂の仕事がきらいであり財産分配上の争いから義弟に一切をゆづった 戦災のため一切を焼失し板橋に移転した。ちょうど終戦時に木場の業者が合同して会社を創り人員整理を行なったので、自分は板橋から通勤するには不便なのでやめた。大体イカダ乗りは常雇はなくその時々頼まれて一回いくらという請負給をもらって頼まれなければそれきりだ。 仕事が減って来たので㊦へ	大 3~昭20 昭25	14才~45~ 50才		38年 31年 8割		イカダ乗りはせいぜい50才位迄でもう出来ない、半身水に浸るので年をとってはだめだ。 これから出来れば駐留軍へでも入りたいが、その日その日が暮らせれば自分は何とでもよい、ただ子供が大きくなるのだけがたのしみだ。	万屋、食堂・東京 医療保護(妻)
8	小間物屋小僧 玩具商 玩具商店員 会社雑役 小学校給食夫 ㊦	分家料9,000円をもらって玩具商として独立 緑日屋・たたきや・小売に玩具を卸していた。当時は震災直後だったので景気はよかったが次第に大勢の人をつかっている大御屋におされて駄目になっていった。人を雇って掛買をやればよかったが人件費のためこれもだめで次第にじり貧に陥った。その後職人のところから玩具を仕入れてこれを玩具商に卸して廻ったがやはり駄目で、人の世話で何処かへ動めた方がよいということになった 人員整理に会い失職したが再び雇ってもらった、しかしストライキとなり自分は資金集めに奔走し首になった。退職金は組合の要求もありもらえたことはもらえたが雀の涙程度だった。 職安の幹せんできこに来たが職安から女の人に仕事をゆづって㊦になるようにといて来た。	明35~大11 大11~昭 4 昭28	10才~30才 30才~37才 61才		48年 21年 4割		将来他の仕業に就けるとは考えられない、子供は自分の好きなようにやればよい。それで幾分家の足しになれば結構である。 自分も働けなくなるまで働くつもりだが働けなくなったら子供の世話にならなければならない	農業・岐阜県
17	ビール会社・ガラス吹工 行商 豆腐屋 下水人夫 職業紹介所人夫 土方 進駐軍ボイラー炊き ㊦	トバクをしていたので巡査からいわれると退職金に影響するので自らやめる。退職金3,500円、積立金2,000円 年をとってやっていたらなくなった	明34~大15	10才~34才		64年 25年 4割		—	—
21	子守り 生糸商使用人 洋服下職 洋服工場雑役 ミシン修繕 洋服仕立て ㊦	洋服屋が企業整備で会社になる、その工場で雑役となる。 戦災に会う 日に2枚ほどであったのにべらぼうな税金をかけた来た	明36~昭19 昭25	13才~53才 60才		54年 41年 8割		金でも出来たら店をだしたい	群馬県 单身
22	醤油屋使用人 兵役 醤油醸造業自営 銀行エレベーターボイラー係 土方 刷子製造工場現場主任(14~5人) 内職 進駐軍食堂使用人 工場ボイラーマン(4人) 紙箱内職 ㊦	兄が放とうの為に自分の財産を知らぬ間に抵当に入れ一切は崩かいした 戦災に会社破産 進駐軍はあぶないので退職金3,000円でやめる 企業閉鎖 既に年をとり定職につく意気がなかった	昭27	59才		43年 — —		何か定職を得たい	綿糸製造 雑穀卸 焼酎製造 九州 子供不良

<p>31 子守・百姓奉公 兵役 百姓奉公 やきいも屋 氷屋(豆) 万年筆工場 焼跡片づけ 大工手伝い ㊟</p>	<p>これではとても將來に希望がもてないので東京へ出ることを考えた。震災で丸焼けとなり近所の人の世話で工具となるやきいも屋になろうと思っではめたが資金の都合がつかずなれなかつた。工場も本人の住居も震災に会い、全くなす術なく焼跡片づけ等に行ったりした。賃金をくれないことが多く困っていた。その時、同じ炭屋の人に教えられ㊟へ</p>	<p>大12～昭20</p>	<p>33才～55才</p>	<p>47年 23年 5割</p>	<p>若いときから苦しい生活をして来たから白カーブ(失対カーブ)をもらったときはほっとしてうれしかった。寂に居てあれこれ生活の心配をするより、現地で働く時の方が楽しみである。出来れば身体の続く限り日雇になつていたい。</p>	<p>農業・埼玉県</p>
<p>34 農業手伝い 兵役 農業手伝い 米問屋の配達夫(7～8人) 八百屋(自営) 植木屋手伝い ㊟</p>	<p>高年令でやめさせられた</p>	<p>昭23</p>	<p>61才</p>	<p>45年 — —</p>	<p>昨年10月より身体の具合が悪化9月は戦労日10日、10月以降15～16日、この概況状態であるから他の箱番には行かない。もし他の箱番へまわされるようなときは自分からアテれる。娘たちはもう仕事に出るなというが、たまには一杯のみたいたい。おこづかいも要るので出て来ずにはいられない。でも甥は失業でやりきれないとおもう。今のところ薬になる息返はないけれど、末の娘でも勤めに連れまわさうかよ。</p>	<p>農業・東京 腎ぞう・心ぞう・ぜんそく 生活保護は福祉事務所に申請してあるがやってくれない</p>
<p>38 酒屋小僧 紙屋使用人 包装紙屋自営 紙製玄米問屋経営(5人) 紙プロローカー 〇〇工材の材料運搬夫(日雇) 工場を転々 食堂飯炊き ㊟</p>	<p>業者の競争が激しく事業が困難となり間もなく閉店へ移行。震災に会い納める品を数十万円戻にしまい又は倒れ、原料損失で倒産。資本が回収せずやめる</p>	<p>昭24</p>	<p>63才</p>	<p>52年 — —</p>	<p>少々の貯金も昔圓の手術で全部支出した。死金でも取そうとおもったがそれ果せないう。働ける間は働いて取りたい、息子たちも苦しんだらうから。でも身体がいうことをきかなくなつたときは京都の息子のところへ行くつもりでいるし、息子もはややくといいつてくれている</p>	<p>庫大工・東京 生活保護(2年間)</p>

() は夫の職業

[VI] 転落母子型

ケース No.	職業歴	転職過程	期間	年齢	生活・将来の方針	備考 (出身世帯など)
101	(電気屋経営(7人規模)) (電工(東電)) 旅館のおぼり 質仕事・雑役 ④	材料不足で事業失敗 夫病死 (昭6) 長男高小在学, 次男学令前 が店を出すためのために資金のこす (5,000円) 長男東電 次男兄にひきとらす 本人戦災 長男戦死 次男直撃弾で死	昭27	51才	④になってからの方が生活も体も気持の上から楽	洋品店・大坂
102	(樺太庁水産課公務員) 生活保護受給 ④	夫病死 (昭3) 郵便局の仕事があったが少しでも早く金がほしく ④ 今では後悔している	昭25	36才	早くこの世界からぬけた い	生保受給中 三兄郵船司厨 横浜
105	(ボイラーマン) (ボイラー配管請負) 駅菓子屋自営 (2~3人) 生活保護 ④ 洗濯内職	生活は苦しく本人は内職 (マニラ麻つなぎ, 毛糸 ボロより) ボイラー掃除中感電死 (昭23, 45才) 売り上げ悪くやめる 家を売る 生保打ち切られる	昭25	45才	機会があれば雑貨屋をや りたい, 早く日雇からぬ けたい。	農業・群馬県
107	(古着商(10人親共)) 出店3~4軒 古着商継続 ツツミ屋 小切丸屋 賃仕事 製本内職 ④	夫病死 (昭3, 37才) 出店はやめる 古着の不振で廃業 不振で廃業 何回商売を変えても思わしくないの で思いきって商売をやめて地味に暮そうと思った 長男復員したが病気	昭25	58才	—	建築請負師・東京 次男遺族扶助料 長男 (別居) 事務員下 家庭不和で長男の家族と 別居している
108	(事務員下) ④, 掃除夫 (夜間) (仕事師手元とびの手伝)	丸通事務員, 退職 (理由不明, 昭25) 夫病弱で働 けず④となる。区画整理の際替地をもらい人にか す。地代5,000円 夫恢復	昭25	32才	—	医療保護 (夫)

111	(豊村会社(新京)) 農業 会社雑役 (5~6人) ㊟	夫戦死、退職金をもらう。引揚げ夫の実家で農業 弟の会社 事業不振で退職	昭26	44才	—	—	広島 18才で父死亡 生活保護受給中 夫戦死のため年金あり (年30,000)
112	(骨とう屋) 古物商 カツギ屋 ㊟	戦災で一切が焼失、そのため夫は精神的に萎にな って気力のない人間となる。10万円の貯金を詐欺 され、夫は2万円の借金をのこして失跡。 食料も出廻り利益減、呼出しを受けカツギ屋をや めた。	—	—	長男の給料が増えたら貯金させ 将来共養してもらいたい、カツ ギ屋をしてきたころ三回位自殺 しようと考えた。資金も生活費 もなく明日の生活を思うと絶望 的になった。	次男交通事故で貯金をつ かい、果たす	
114	(家具屋(2人)) (木工場工具) (兵役) 賃仕事、ガラス拾い ㊟	戦災に会う廃業 徴兵のがれのため工具となる 夫復員後栄養失調で死亡、兵役中方面委員の世話 になる。 ガラスが値下りしたのでやめた	昭24	—	就労月15日	農業・茶木 生活保護受給中	
116	(スレート請負業) ボール箱工場女工 ㊟	夫病死 しばらく貯金で生活 近所の人々が2,3人日雇をしておりヘコ屋より2倍 の収入があるときき㊟へ	昭27	39才	私も年寄ではないから全 部長男によりかかろうと は思っていない	下駄屋・東京	

() は夫の職業

【VII】浮動層固定母子型

ケース No.	職業歴	転職過程	期間	年齢	生活・将来の方針	備考(出身世帯など)
103	(会社員) 賃仕事(裁断・型紙) ㊟	離婚、子供1人、送金で生活 釘仕事に疲れたが、出た 息子日雇いのち結核 夫の送金停止	—	—	息子が就職したらやめようと思うが、息子も低賃金のところしかないだろうから結局やめられないとおもう。	三井物産専務員 神戸市 息子は結婚だが手帳を返すと再発行をなまなかしてくれないので10日位は働く
104	(大工) (徴用工(飛行機会社)) 賃仕事・行商 ㊟・洗濯内職	病気がちで苦しい生活 結婚のときもって来たものを売り食い 夫病氣・夫死亡 作業中の労働者にきいて㊟	昭26	32才	民間にもいきたいが余っているのはいかれない	東京 生活扶助 医療扶助(夫病氣中) ㊟登録と同時に生活保護停止
106	(飛行場掃除夫) 納豆売り・桐子・土方 労働紹介所土方(馬方) おでんや・賃仕事 ㊟	夫病氣で退社 再婚したが病氣で死亡	—	—	働けるだけ働かねばならない、駄菓子屋でもやるというが、始める資金もない。この仕事を出来なくなったらどうしようと思う。	父病氣がちで苦しい 東京 戦前救護法受給
109	(進駐軍病院コック) 食料品店々員 病院雑役・製本内職 ㊟	夫病氣(脊椎カリエス)のため退職、退職金は生活資金にならなかつた。本人退職、共稼ぎ時代の貯ちくを喰いつぶす。夫死亡 子供がいたのでこれしか仕事が無かつた 雑役の2倍以上ももらった	昭25	28才	—	医療保護(夫) 左官・東京
113	(飛行機社会工具) 質屋開業 ㊟	夫病氣、戦災で家も工場もすっかり消失。 夫死亡 失敗してやめる	昭28	30才	—	生活扶助、教育扶助 受給中 米屋・北海道

<p>115 (ハンカ栽培) (土木計負業) 家事使用人 ⊗・家事使用人</p>	<p>働きがなかったのか子供も多くてやっけてゆけなくなつた 夫病死</p>	<p>昭25</p>	<p>43才</p>	<p>娘は中学を出して働きに出したいやがては簀子に行つた長男の所へ行きたいとおもつている</p>	<p>農業・山形県</p>
<p>117 (メリヤス針製造工) ⊗・鉄くづ拾い</p>	<p>会社の経営は下り坂となり給料は下る, 家計が苦しく質屋通いをする, 失業保険をうける。これではいけないとおもひ近くに道路掃除に来ていた人に聞いて⊗へ。 夫の職は職安を通じて探したがみつからない</p>	<p>昭25</p>	<p>38才</p>	<p>いろいろ苦勞をしつづけてしまつて, もうぼつぼつ遊んでみたいとおもいますが, でも息子が大きくなるまでがまんします</p>	<p>農業・埼玉県</p>

